

うきは市告示第48号

平成26年第5回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

平成26年11月26日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 平成26年12月4日（木）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

岩淵 和明君	鑑水 英一君
熊懷 和明君	中野 義信君
佐藤 湛陽君	上野 恭子君
江藤 芳光君	藤田 光彦君
伊藤 善康君	諫山 茂樹君
櫛川 正男君	大越 秀男君
三園三次郎君	高山 敏枝君
岩佐 達郎君	

○12月8日に応招した議員

○12月9日に応招した議員

○12月10日に応招した議員

○12月16日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成26年12月4日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(報告第9号から報告第10号まで2件、議案第76号から議案第102号まで27件、発議第4号から発議第5号まで2件、請願第4号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 報告第9号 専決処分の報告について(事故による損害賠償の報告について)
- 日程第8 報告第10号 専決処分の報告について(事故による損害賠償の報告について)
- 日程第9 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度うきは市一般会計補正予算(第4号))
- 日程第10 議案第77号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市営住宅管理条例の一部改正について)
- 日程第11 議案第78号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について)
- 日程第12 議案第79号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について)
- 日程第13 議案第89号 うきは久留米環境施設組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について
- 日程第14 議案第93号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第94号 うきは市立自動車学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第99号 うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第81号 平成26年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第82号 平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第19 議案第83号 平成26年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第84号 平成26年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第85号 平成26年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第86号 平成26年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第101号 工事請負契約の締結について（新治団地新築建設工事（A・C棟建築工事））
- 日程第24 議案第102号 工事請負契約の締結について（新治団地新築建設工事（B棟建築・外構工事））
- 日程第25 発議第4号 市長の専決事項の指定について
- 日程第26 発議第5号 市長の専決事項の指定について
- 日程第27 請願の委員会付託（請願文書表）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（報告第9号から報告第10号まで2件、議案第76号から議案第102号まで27件、発議第4号から発議第5号まで2件、請願第4号1件）
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第7 報告第9号 専決処分の報告について（事故による損害賠償の報告について）
- 日程第8 報告第10号 専決処分の報告について（事故による損害賠償の報告について）
- 日程第9 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度うきは市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第10 議案第77号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市営住宅管理条例の一部改正について）
- 日程第11 議案第78号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について）
- 日程第12 議案第79号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について）
- 日程第13 議案第89号 うきは久留米環境施設組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について

- 日程第14 議案第93号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第94号 うきは市立自動車学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第99号 うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第81号 平成26年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第82号 平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第83号 平成26年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第84号 平成26年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第85号 平成26年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第86号 平成26年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第101号 工事請負契約の締結について（新治団地新築建設工事（A・C棟建築工事））
- 日程第24 議案第102号 工事請負契約の締結について（新治団地新築建設工事（B棟建築・外構工事））
- 日程第25 発議第4号 市長の専決事項の指定について
- 日程第26 発議第5号 市長の専決事項の指定について
- 日程第27 請願の委員会付託（請願文書表）

出席議員（15名）

1番 岩淵 和明君	2番 鎗水 英一君
3番 熊懐 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 藤田 光彦君
9番 伊藤 善康君	10番 諫山 茂樹君
11番 櫛川 正男君	12番 大越 秀男君
13番 三園三次郎君	14番 高山 敏枝君
15番 岩佐 達郎君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 熊懷 洋一君 記録係長 浦 聖子君
記録係 宮崎 恵君

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君
総務課長	石井 好貴君	会計管理者	佐々木正志君
財政課長	大熊 孝則君	企画課長	重松 邦英君
税務課長	内山 勇君	徴収対策室長	内藤 一成君
市民生活課長	重富 孝治君	生涯学習課長	安元 正徳君
監査委員事務局長	段野 弘美君	保健課長	金子 好治君
福祉事務所長	後藤 一善君	住環境建設課長	江藤 武紀君
災害対策推進室長	高瀬 智君	農林・商工観光課長	野鶴 修君
学校教育課長	秦 克之君	浮羽市民課長	篠原 武英君
自動車学校長	中嶋 吾郎君	総務法制係長	大石 恵二君
財政係長	高瀬 将嗣君		

午前9時00分開会

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） これから平成26年第5回うきは市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に7番、江藤芳光議員、8番、藤田光彦議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本市議会定例会の会期は本日12月4日から12月16日までの13日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日12月4日から12月16日までの13日間と決定しました。

日程第3. 諸報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配付しています、諸般の報告文書をごらんください。

10月3日、福岡県南市議会議長会が開催されました。

以下、各会議等が開催されましたので、報告しておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますのでごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許可します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。平成26年第5回うきは市議会定例会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本12月定例会は、条例の改正や補正予算などに関して御審議をお願いするわけですが、それに先立ちまして、本日までの行政報告をさせていただきます。

9月議会以降、市としてもさまざまなイベント等の取り組みを行ってまいりました。議員の皆様には、積極的な御参加をいただき、ありがとうございました。

まず、JAにじ管内の今年の農作物の状況についてお知らせをいたします。

米の作況指数ですが、県全体で96のやや不良で、筑後地域でも同数値となっております。要因としては、夏場の長雨による日照不足や収穫前の倒伏による被害が考えられます。果物類につきましては、柿は富有が現在、出荷中ではありますが、カメムシ被害等が発生した昨年と比較しますと、数量は120%程度の豊作となっております。しかしながら、単価は85%で低い状況であります。梨については、幸水、豊水、あきづき、新高、新興と数量は昨年並みでありましたが、単価は97%とここ数年少しずつ下がっている状況であります。ブドウにつきましては、数量、単価とも前年を上回っており、販売額も108%と昨年を上回っております。

総括すると、米については、数量はやや少な目でしたが、価格については、特に仮渡金が昨年を大きく下回る8,000円台まで下がり、生産額がどこまで回復できるかが非常に厳しい状況であります。果物類につきましても、数量は全体的に昨年以上でありましたが、単価は

低価格傾向にあり、依然として厳しい状況に変わりはないようであります。

9月22日には、うきは市と九州大学農学研究院が種なしブドウの新品種——BKシードレスの栽培及び加工に関する協定を締結いたしました。このBKシードレスは、九州大学が20年以上かけて育成した品種であります。このブドウについて、今後、普及、産地化を、ぜひ、うきはの地で目指してまいりたいと考えております。

うきは市は、平成20年に九州北部初となる森林セラピー基地の認定を受け、翌平成21年にグランドオープンいたしましたところであります。今回、癒やしの人と木（ヒトトキ）「気軽に森に入るきっかけづくり」をコンセプトにオープン5周年記念イベントを開催し、森林セラピー体験や基調講演会を実施いたしました。

10月14日には、山春保育所等でJR九州の豪華寝台列車「ななつ星 in 九州」の運行1周年を記念した歓迎行事が実施されました。特に山春保育所では、昨年10月の運行初日から、ななつ星通過時に毎回、園児たちが独自にお見送りを続けています。市でも、これまで3回の歓迎行事を実施してきました。このような地元の歓迎の取り組みにより、来年の3月より、うきは駅に、ななつ星が毎週火曜日、約10分間の一時停車をすることが決定をされました。

平成21年度から農・商工観光連携推進事業で取り組んでおりますオリーブ栽培につきましては、6年目のことし、悲願のうきは産オリーブオイルを初絞りいたしました。昨年、試験販売し大好評だったオリーブの新漬けもあわせて商品化をしたところであります。10月30日には商品発表会を行ったところではありますが、今後も直売所やイベントを初め、広くPRし、新たなうきはブランドとして、うきは産オリーブオイルの発信を目指していきます。

11月1日、2日には、うきはアリーナにおいて「うきうきランド」を開催しました。これまでのうきは祭りと食と農と健康祭りが結びついたイベントであり、おいしい食べ物あり、食育健康コーナーあり、手づくり雑貨や体験ブースありと、うきはを丸ごと体験できる内容が盛りだくさんとなりました。友好都市の北海道枝幸町ほか、長崎県平戸市や壱岐市、自治協議会などによるブースが所狭しと並びました。市内、市外から多くの皆さんでにぎわい、交流がさらに広がり、盛会の中、開催することができました。

11月1日から3日にかけて、白壁ホールを中心に、第10回うきは市民文化祭を開催しました。この日のために練習を積み重ねた展示、芸能のすばらしさを伝える祭典となりました。身近な芸能文化に触れる機会として、多くの皆さんに参加をいただいたところでもあります。

12月1日から、うきは市デュアルライフ推進大使の任命制度を導入いたしました。デュアルとは二重のという意味ですが、デュアルライフとは、主に都市と農山村の両方に居住拠点を持ち、平日は都市で仕事、週末は農山村で過ごすといった生活形態であります。少子高齢化、人口の減少傾向が続いているうきは市においては、定住促進、地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題

となっており、これまでも企業誘致や産業創出等を通じて定住人口の増大を目指してまいりました。その一方、観光により交流人口を増加させ、地域経済の活性化に結びつけるべく、精力的に対応を図っているところであります。その観光から定住に結びつける手段として導入するのがこの制度であります。デュアルライフの推進は、確実に地域経済の活性化に結びつくものであり、現在、国で検討されている地方創生を具現化する上で1つの重要な手段と考えられます。推進大使の皆様には、自身のライフスタイルを通じ、うきは市の魅力を都市住民に発信していただくほか、ふるさと納税制度や地域貢献活動等を通じ、積極的に貢献をしていただきたいと期待しております。

最後に、県市長会、九州市長会についてであります。10月6日には、嘉麻市において、第127回福岡県市長会が開催されました。また10月16、17日には、佐賀県唐津市において、第115回九州市長会が開催されたところであります。県市長会では、地方公務員の給与については、各地方公共団体の自主決定権を尊重すべきという旨の地方公務員の給与制度の見直しに関する決議が承認されました。また、九州市長会においても、公務員の給与制度の見直しについては地域間格差が生じるおそれがあり、都市部と地方の格差を生まないように適切な措置を講じること等を新規に要望していくことが決定されました。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案上程

○議長（岩佐 達郎君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第9号から報告第10号までの2件、議案第76号から議案第102号までの27件、発議第4号から発議第5号までの2件、請願第4号1件を上程します。

日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（岩佐 達郎君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、平成26年第5回うきは市議会定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多忙中にもかかわらずお集まりをいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本年は9月以降、残暑もそれほど厳しくなく、気温は平年に比べ若干高目で推移しているものの、秋らしい比較的穏やかな天気が続きました。10月には18号、19号と相次いで2つの台風が接近しましたが、幸いなことに、進路がそれたおかげで大きな被害の発生は避けることができました。

早いもので、ことしも既に12月となりました。ことしは衆議院議員総選挙の投票が本議会中の12月14日に実施されるなど、ただでさえ慌ただしい師走にあつて、一層気ぜわしい状況かと思ひます。

このような中、国のほうでは地方創生にかかわる議論が活発に行われ、まち・ひと・しごと創生法が11月21日に国会で成立し、本年中に施行される予定となっております。我が国におきます持続的発展を維持する上で、少子高齢化、人口減少などの地域の課題を解決し、活性化に対する取り組みを進めることがますます重要となつてきております。うきは市におきましては、現在、災害復旧から復興に向け対応を図つているところでありますが、このような国の動きに留意しながら、うきは市の復興、活性化に向けて、力強く推進していくことが必要であります。

なお、今申し上げました本市の喫緊の課題であります、一昨年九州北部豪雨に伴う災害復旧の進捗状況であります。国の査定を受けたものについては、発注は完了しており、現在、完成ベースで76.6%までの進捗を見るに至りました。引き続き鋭意事業を進めており、本年度末までには全ての事業が完了する予定であります。また、市単独事業による災害復旧分についても、完成ベースでおおむね7割程度の進捗状況となつており、引き続き早期の完成を目指し、事業を進めているところでございます。

今後、年末年始を迎えるに当たり、何かと用務が重なり、議員の皆様におかれましても公私ともに多忙な状況になるかと思ひますが、活力あるうきは市の形成に向け、引き続き御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げる次第であります。

さて、本日提案をしております議案は条例案件8件、予算案件8件、報告2件、その他の案件11件となっております。

まず、報告第9号及び報告第10号は、専決処分の報告についてであります。

いずれもさきに専決処分事項として指定を受けておりました1件50万円以下の損害賠償の額を決定したことを、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

続いて、議案第76号から第79号までの4議案につきましては、専決処分にかかわる議会の承認を求めることについての議案でございます。

議案第76号は、平成26年度うきは市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

衆議院議員総選挙の執行に伴ひ予算を補正するもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,050万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億8,890万4,000円とするものでございます。

歳入は、県委託金1,050万3,000円の増額補正を計上いたしてあります。

歳出は、総務費において、衆議院議員総選挙費1,050万3,000円を新規に計上させていただいてあります。

議案第77号は、うきは市営住宅管理条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容としましては、引用法律名の変更に伴い、条例の改正を行うものでございます。

議案第78号は、うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容としましては、引用法律名の変更に伴い、条例の改正を行うものでございます。

議案第79号は、うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容としましては、引用法律名の変更に伴い、条例の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第80号から議案第86号までは、平成26年度補正予算についてであります。

議案第80号は、平成26年度うきは市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,980万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億6,870万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、市民税3,746万6,000円、固定資産税4,442万4,000円、国庫補助金4,046万3,000円、県補助金2,028万6,000円、市債9,960万円の増額補正と、市たばこ税1,304万4,000円、基金繰入金1億5,044万7,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、農林水産業費では、農業費2,658万7,000円、教育費では、社会教育費1,194万2,000円、諸支出金では、特別会計繰出金5,796万円、予備費1,732万6,000円の増額補正と、民生費では、児童福祉費2,512万2,000円、公債費1,115万7,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第81号は、平成26年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,489万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2,541万円とするものでございます。

歳入は、他会計繰入金4,696万円の増額補正と、国民健康保険税2,749万4,000円、前期高齢者交付金3,435万7,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、諸支出金の償還金及び還付加算金1,946万6,000円の増額補正と、後期高齢者支援金等3,540万6,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第82号は、平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

これにつきましては、歳出予算内の補正を行うものでございます。

補正の内容は、総務費の総務管理費 4 1 万 6, 0 0 0 円の増額補正と、予備費 4 1 万 6, 0 0 0 円の減額補正を計上いたしております。

議案第 8 3 号は、平成 2 6 年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

これにつきましても、歳出予算内の補正を行うものでございます。

補正の内容は、学校費の学校管理費 4 8 万 7, 0 0 0 円の増額補正と、予備費 4 8 万 7, 0 0 0 円の減額補正を計上いたしております。

議案第 8 4 号は、平成 2 6 年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 8 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3 億 5, 6 1 9 万円とするものでございます。

歳入は、他会計繰入金 1, 1 0 0 万円、市債 1, 7 0 0 万円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費の維持管理費 1, 2 8 0 万 4, 0 0 0 円、下水道事業費の公共下水道事業費 1, 6 9 2 万円の増額補正を計上いたしております。

議案第 8 5 号は、平成 2 6 年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

これにつきましては、歳出予算内の補正を行うものでございます。

補正の内容は、総務費の総務管理費 5 3 万円の増額補正と、予備費 5 3 万円の減額補正を計上いたしております。

議案第 8 6 号は、平成 2 6 年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

これにつきましても、歳出予算内の補正を行うものでございます。

補正の内容は、予備費 3 5 万 2, 0 0 0 円の増額補正と、総務費の総務管理費 2 2 万 5, 0 0 0 円、公債費 1 2 万 7, 0 0 0 円の減額補正を計上いたしております。

続きまして、議案第 8 7 号は、うきは市道路線の認定についてであります。

県営農村総合整備事業に伴う市道路線 1 件の認定を提案するものでございます。

議案第 8 8 号は、新市建設計画の一部変更についてであります。

これまでの計画期間を 5 年延長し、新市建設計画の一部を変更するものでございます。

議案第 8 9 号は、うきは久留米環境施設組合の共同処理に関する事務の変更及びこれに伴う規約の変更についてであります。

火葬場霊峰苑に関する事務を廃止すること及びこれに伴う規約を変更するものでございます。

議案第 9 0 号は、うきは市総合福祉センターの指定管理者の指定についてであります。

指定期間の満了に伴い、指定管理者の指定を行うものでございます。

議案第91号は、うきは市つづら棚田交流センターの指定管理者の指定についてであります。

これにつきましても、指定期間の満了に伴い、指定管理者の指定を行うものでございます。

議案第92号は、コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。

コミュニティセンターについては、平成27年度からの指定管理者の指定を行うものでございます。

議案第93号は、うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告等を踏まえ、職員の給与に係る条例を改正するものでございます。

議案第94号は、うきは市立自動車学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これにつきましては、議案第93号同様、人事院勧告等を踏まえ、関係条例を改正するものでございます。

議案第95号は、うきは市社会会館条例を廃止する条例の制定についてであります。

これにつきましては、当該施設を廃止するために条例を制定するものでございます。

議案第96号は、うきは市ゆうゆうセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についてであります。

指定管理者に施設の管理を行わせることができるよう、条例の全部改正をするものでございます。

議案第97号は、うきは市老人福祉センター条例を廃止する条例の制定についてであります。

これにつきましては、当該施設を廃止するために条例を制定するものでございます。

議案第98号は、うきは市老人憩の家条例を廃止する条例の制定についてであります。

これにつきましても、当該施設を廃止するために条例を制定するものでございます。

議案第99号は、うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

出産一時金の額を変更するために条例を改正するものでございます。

議案第100号は、うきは市火葬場条例の全部を改正する条例の制定についてであります。

うきは市火葬場の建設に伴い、条例を全部改正するものでございます。

議案第101号は、工事請負契約の締結についてであります。

新治団地建てかえ（A・C棟建築工事）に係る工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びうきは市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第102号は、工事請負契約の締結についてであります。

これにつきましても、議案第101号同様に、新治団地建てかえ（B棟の建築・外構工事）に係る工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びうきは市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらるるものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に担当課長より御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

日程第6. 委員会調査報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査の申し出があっておりましたので、その調査報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となっております、委員会の調査報告について御報告を申し上げたいと思います。

平成26年第4回うきは市議会定例会において、閉会中における継続調査申し出の所管事務調査を実施いたしましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、次のとおり報告をいたします。

今回、調査のテーマとしては、2つのテーマで実施をいたしております。

下水道事業の現状と課題、その解決策が1点、それから上水道事業調査、この2点について調査を行っております。

まず、1点目の下水道の現状と課題、その解決策であります。

この10月24日金曜日の午前中に実施をいたしております、市役所のほうで。出席者は、総務産業常任委員会委員8名と、住環境建設課、課長、係長、担当2人の4人ですね、それから議会事務局から1人、計13人で審査、調査、研究を行っております。

審査の趣旨でございますが、今回の調査は、うきは市の財政を圧迫する主たる要因とする下水道事業について、事業計画の進捗状況及び依然として進まない大口事業所等の未接続問題を焦点に、その具体的な方策を執行部と議会の立場を超えて集中審査を行いました。

まず、審査の概要でございますが、下水道事業計画、普及率の進捗状況でございます。次のページにはぐっていただいて、平成25年度決算における普及率は84%で、そのうち浮羽町は一部の地域——大野原と小坂地区を残してほぼ完了いたしております。今年度以降の事業計画

は次のとおりであります。

平成26年度の事業着手区域、吉井町が東福益、清瀬、折敷町、西福益、浮羽町は大野原が計画されております。

次に、平成27年度以降の実施計画区域であります。吉井町が角間、長野、福久、鷹取工業団地となっております。浮羽町は小坂、これで完了となります。

2点目の接続率の状況でございますが、前年度の決算で66.2%の接続率となっております。この接続率については、るる疑問もございまして、これはもう、県に報告する書式に従って、計算式に従いますと、こういう数字になるということでございますが、実質的には、接続世帯数に法人（公民館等）が加わり、住民票の実数と異動手続をしていない数値とが混在している関係で、実定的には接続率が75.3%という数値になっておるようでございます。

次に、未接続世帯等の現状と課題であります。まず、一般世帯でございますけれども、皆さんも御承知のとおりでございますが、そのほとんどがひとり暮らしなど老人世帯と考えられまして、トイレの改修等に多額の費用を要することや後継ぎがないことなどの将来不安から接続していないのが実情と言えます。しかしながら、問題としては、トイレはくみ上げ——衛生施設組合のほうでくみ上げを行うものの、炊事や風呂などの雑排水を河川に放流することで、下水道法の接続義務違反とともに環境衛生上の課題が生じているということが言えます。

次に、課題であります未接続事業所等でございますが、まずは筑後川温泉、それからパチンコ店——一部の店舗は接続をいたしております。及び病院——大きな病院がございまして。筑後川温泉病院、原鶴温泉病院、奥村病院等は接続がなされております。ほかの事業所等でございますが、約200の事業所が未接続となっております。

今年10月に実施いたしました業種ごとの——これ、14事業所をピックアップしたアンケート結果、後のページのほうにその結果が上げられておりますが、後でござんいただきたいと思っております。この結果からして、既に接続可能な公共施設が設置してあるにもかかわらず、約半数の事業所が工事費、使用料が高い理由で接続していない現状があります。

次に、筑後川温泉の聞き取り調査の実施した結果、データが別添に、先ほど申し上げましたアンケートの結果と——ちょっと開いていただけますか。アンケートの結果と、別添1がアンケート結果でございます。それから、次の別添2が、筑後川温泉旅館の浄化槽保守点検料及び下水道使用料（推定）一覧表というのを添付いたしております。特に下の別添2の筑後川温泉の状況でございますが、これ、あくまでも聞き取り調査、それから、1つの旅館に対してメーターを設置して一定の測定をした結果でここに出しているところでございます。温泉の一覧表で特に見たいのが、真ん中ほどに月額保守点検料（年額）というのが、縦のAからEの旅館に——あくまでの聞き取りの数値として上がっております。それに対しまして、右から2つ目の

使用料金の月額、これが月額ですから、年間と比較してみますと、もうこれ、1番、A旅館でも、毎月が今のところ2万833円という保守点検料が、格段の格差がございまして、これを12月になりますと大変な使用料ということになりますので、そういう状況にあるということをごらんいただければというふうに思います。

じゃあ、戻っていただきまして、審査による指摘事項ということでここにまとめております。各委員から指摘、それから資料要求がなされております。

次のページに行きます。

ここに6つの項目を上げております。

1点目は、行政区158区ごとの未接続世帯数及び公表、これは校区ごとには資料をいただいておりますけども、行政区158ごとの未接続のデータはいただいております。それで、これは朝倉市のほうも視察に行きました折に、各行政区の公民館等に張り出しているそうです。これで非常に効果が上がっているということもお聞きもいたしておりますので、まだ、うきはのほうはそういう実定的な行為がなされておられませんので、これはやはりやるべきだということで1点であります。

それから、次は、ますの設置数、この数値も把握できておりませんので、資料提供をお願いいたしております。

それから、使用開始から3年以内に接続ということになりますけども、経過しながら接続していないのがどれだけあるのか、これも行政区でお願いしたいということで申し上げます。

それから、未接続の年齢層、お年寄りが主体でありますけども、実態がどうなのかを把握する必要があるということでもあります。

それから、次が事業所の排水実態の把握。例えば、具体的には言えませんが、美容院等が泡をそのまま上水を接続せずに流しているところもありますので、こういうものも外見から調査する必要があるし、各区長さんと一体となってやる必要があるんじゃないかということでもあります。

最後は、浄化槽の関係で、山三地区の関係の状況がまだ把握できておりませんので、資料要求をいたしておるところであります。

6点目の結果でありますけども、下水道接続の方策としては、既にやっていることがほとんどここに上げられておりますが、主に今後着手することによって効果があるというのは、先ほど行政区158の把握と公表、それから接続推進員——これは仮称ですけども、設置の方向で検討しているということでもあります。税徴収のアドバイザー制度が、税務課のほうは徴収対策のほうで順調に効果を上げております。これに倣って、そういうプロと言われる方々を——方々ってお一人になるんでしょうけども、ぜひそのあたりに戦略的なものを織り込むという体制を整える

ということで、ぜひお願いしたいということと、2点目は、やはり温泉を中心とした料金体制の見直し、これをやらないと、やはり特殊性等を考慮した上で、何らかの方策を見出しながらか見直しが必要だということでございます。

以上でございますので、いずれにしても重ねて申し上げたいのは、この戦略的体制を新年度はぜひ設置をいただいて、アドバイザー指導のもとに機動的な改善を図っていただくようお願いをするところであります。

次に、4ページの2つ目のテーマであります上水道事業調査であります。下水道を午前中にいたしまして、午後から福岡県南広域水道企業団、久留米市の白口のほうに出張いたしております。参加者はほぼ同じでございます。

調査の概要でございますが、うきは市は、小石原川ダムを水源として福岡県南広域水道企業団に加入する方向で上水道事業を進めようといたしております。しかしながら、所管とする総務産業常任委員会では、広域的水道整備計画にのっとり、安全で安定的な水源供給が望ましいということは認識しつつも、市民生活の95%を、冬は温かく夏は冷たくておいしい、しかも無料の地下水になれ親しんでいる実情において、この事業の初期費用が100億円を超え、なおかつ年間4億円余の維持管理費を要する大事業であることのほか、市民が負担する水道料金、さらには下水道事業の経営実態等を踏まえ、少子高齢化と人口減少問題等々、現実と将来を見据えた総合的な判断が求められる責務において調査を行ったところであります。

まずは、水道企業団に行きまして工程等の視察をいたした上で、意見交換等を実施いたしたところであります。意見交換等における質疑等の概要を次に掲げております。

まず、別の資料で2枚ほど広げていただきますと、別添1というのがございます。別添1「福岡県南広域水道企業団の概要」が1枚のページに掲げられてあります。業務内容、給水対象、ごらんいただければすぐおわかりになりますので、ここは時間の関係で省略をさせていただきます。

主な質疑、それから回答でございますが、まず、事前に質問書をお送りいたしまして、回答をいただくとしておりましたけども、主に聞きたかったのは、企業団加入及び単独事業——もしうきはが加入か加入しないか、この辺の経営的な選択の見解、それから、これだけの大事業でありますから、ほかの県南地域の参加、企業団に加入団体の経営状況——水道に対するです、そういうものをお聞きしたかったんですけども、経営を別にしているということで無回答でございました。

じゃあ、次に入っていきます。

まずは、水道事業を認可するためには水道法第6条で水道計画を策定しなければなりませんけど、この期間と費用についてお伺いしております。期間は約3年、費用は約2,000万円かかるそうであります。

次に、企業団に加入した場合における事務事業の区分、これは企業団とうきは市、これは行政境までで、うきは市に入ればうきは市の事務、それから、うきは市に入るまでが企業団の事務ということの区分がなされます。

次に、企業団に加入した場合、小石原川ダム負担金24億1,000万円の支払いはどうなるのか。答えとして、小石原川ダムの建設負担金は、加入、未加入を問わず2分の1は国庫補助であります。その残りの2分の1の額——約12億円ですけれども、加入した場合は、企業団が3分の2額を負担して、残りの3分の1額をうきは市が負担をするということでございますけれども、これは8市3町の企業団加入の水量案分ということになりまして、各団体の2分の1は交付税措置がなされるということでありまして、この2分の1額を推定しますと、うきは市が23年間の支払いになりまして、約1億円が支払いの金額となろうということでありまして、

次に、未加入の場合、福岡県南広域水道企業団に加入しない場合は、2分の1額はうきは市が負担をして、さらにその残りのその2分の1額は地方交付税の措置がなされるということでありまして、

次に、水を使わなくても責任負担は必要かということでございます、うきは市は5,740トンの小石原川ダムに求めておりますので、これが基本になります。この75%は、水を使おうが使うまいが、それは必ず納めなければならないという金額になります。

次に、結果として小石原川ダムの水源を利用しない場合の負担、これはダムの負担金——先ほど言いました2分の1額、それから残りの2分の1額は交付税措置になりますので、実質4分の1を払っていかないかんようになると思いますし、加えて、小石原川ダムの今後のダム管理費用が生じていくということになります。

次に、福岡県南広域水道企業団からの給水料金は距離によって異なるか。距離には全く関係なく一律だそうであります。大牟田であろうとうきはであろうと、水の供給1トン当たりの価格は一緒であります。

次に、各世帯が水道を接続する場合、これはもう、福岡県南広域水道企業団に加入をして、水道料金を除いた費用負担、やっぱりこれはつなぎ込みの費用ですね。これが、通常初期費用というのが法定内に払った場合、これが38万2,600円かかるんですね、各世帯。だから、事前に加入を申し入れた場合には約3分の1ぐらいですか、12万9,600円。これは筑前町の例でございます。これと、また宅地内の工事費は別負担となるということでありまして、

最後に、水道料金は年間平均世帯で幾らぐらいかということでございます、1人が1日283リットルを使用したという平均推計で、1世帯3人で25立法メートルの使用、これで推計したのが別表に上げております。ちょっと表をごらんいただけますか。一番最後の表になります。これが福岡県南広域水道企業団の加入団体の、今申し上げた平均水量に対する単価が

ここに月額で上がっておりますので、うきはの場合は独自で決めなければなりませんから、これは参考にしていただくということになります。

じゃあ、戻っていただいて、もう一つ、次のページにございました。

最後に6ページですね、企業誘致に関係する工業用水も製造しているのかということについては、飲料水のための製造ということでもあります。

参考までに、上水道がなければ企業は来ないという、シンポジウムでも議会報告会でもございましたが、確かにトイレや飲料水などの生活水としての上水道は、当然、必要だという認識はございます。しかしながら、企業が水を使うために求めているものは工業用水です。したがって、1つはカルキ、塩素が入った水は事業の性格として使えない。それから、飲み水を高い料金を出して、水を上水道から引く企業は、小さい企業は別ですけども、基本的にあり得ない。

例として、甘木のキリンビールというのは、江川ダムから朝倉市の水利権の中から1,500トン1日割り振り、自分のところで浄水して、自分のビール製造に適した水をそこで製造して使っているということ。それから、隣の吉本工業団地のダイハツでも、地下水を大量にくみ上げて使っております。したがって、上水道は使っておりません。

ですから、大量の水を必要とする企業の求める立地条件というのは、例えば、うきは市みたいに2つのダム、地下水、いろいろ問題があるかもしれませんが、そういうところを企業としては求めているということでございまして、単に上水道が整備されては企業が来る、来ないというものでは、単純にはないということを認識いただきたいと思います。

次に、もう一つの参考ですけれども、今回の視察で、先ほどの福岡県南水道企業団の概要の中に地下水を使用している、水源としてですね。八女市に井戸を掘削して、地下水1日2,780トン水源として活用しております。この地下水は水利権を取得する手続も必要ありませんし、水質ともに豊富な地下水を有するうきは市にとって、極めて現実的で有効な上水道の水源であり、検討する余地があると考えられます。

最後、所見でございますけれども、調査した結果、うきは市として上水道の必要性は認めながらも、この事業をこのまま進めた場合、市民がどれだけの水道を利用するのか、利用者が少ない場合における責任水量の負担など、下水道事業経営の実情等も踏まえて、うきは市の根幹にかかわる大事業だけに、将来への経営計画を明らかにして、民意のもとに判断すべき重大な事態であると認識したところであります。

委員会としては事を急がず、これらの実情を全て市民に公開した上でアンケートを実施するとともに、小石原川ダムのみこだわらず、うきはの資源を有効に活用するなど、いま一度原点に立ち返って、うきは市のあるべき将来を検討する必要があるのではないかとの意見が主に聞かれたところであります。

以上、報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、12番、大越厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 厚生文教常任委員会の調査報告をいたします。

平成26年第4回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告いたします。

その前にちょっと申し上げておきますが、9月議会閉会の折に、議長に閉会中の調査について申し出をしておりました。その内容については、放課後児童健全育成事業についてでありました。当委員会としては、佐賀県の武雄市、それから長崎県の佐世保市について調査の予定を立てておりました。ところが相手方の事情によりまして、特に武雄市においては——例の樋渡市長ですか、あの方の思い切ったいろんな事業展開によって、全国から視察が相次いでおります。そういったことで、調査の項目ごとに曜日を設定しておりますということで、こちらについては当委員会との日程の調整がつかず、断念をいたしました。

それから、佐世保市の放課後児童健全育成事業について、これも予定を立てておりました。これは、結果的に日帰り調査に行くという計画を立てておりました。しかしながら、調査の当日が、うきは久留米環境施設組合の議会、それから、浮羽老人ホーム組合の議会等がその日程に入り込んできまして、厚生文教常任委員会としては、7名のうちの5人がその議員として出席できないということで、結果的に、いずれの調査についても断念せざるを得ませんでした。

そこで、放課後健全育成事業の事前の勉強会をやっておりましたので、そのことについてのみ報告をさせていただきます。

平成26年10月9日に第2委員会室において所管の課長、係長においでいただき、うきは市の放課後健全育成事業についての調査を行いました。

以下については、表で示したり、項目ごとに質疑、それと質疑に対する答弁という形でここに記載をしております。

国が示した放課後児童健全育成事業の来年度からの条例化に伴いまして、うきは市も9月議会で条例を制定したわけですがけれども、内容については、特に緊急に国の指示に従わなければならないという部分につきましては、特に指導員の部分について、職員といいますか、についてのみ

が国の基準どおりにやらなければならない。その残りの部分について、施設あるいは施設の広さ、あるいは、例えば放課後児童を受け入れた後の過ごし方とか、あるいは宿題をさせるとか、そういったことについては、今のままで当面やりながら徐々に改善をしていくと。国の示す基準に合うように改善をしていくというのが現状のようであります。

ただ、うきは市が今、抱えております問題の中で、この放課後児童健全育成事業の中で、報告書の2ページ目の上から3段目のクエスチョンのところなんですけれども、平成26年度の児童数の実態は、長期的に見れば出生数の低下に影響を受けて減少するという全体の流れになると思うがという、この質問に対しまして、答えは、平成25年度よりも実態は増加している。共働きということで学童の入所率が上がってきていると思われるとあります。

そして、その下の段ですけれども、今回の条例では人数を40人以下、1人当たりのスペースは1.65平方メートル——いわゆる半坪という規定で、実態との乖離がかなりある。条例としては5年保留するということだが、その見通しをどうつけようとしているのかという質問に対しては、子供が減っていくという予測がある中で、今の人数にあわせて施設を整備していくということがなかなか検討しがたい。施設をふやせばいい、容量をふやしていけばいいというだけの問題ではなく、もっと必要であれば、本当に必要な人を支援できるような形で、ある意味では少し制限することも必要ではないかと考えているという答えがっております。

この部分が一番、今、問題かなと思っております。少子高齢化が言われる中で、現実的には放課後健全育成事業、いわゆる学童保育の希望者は実態としてはふえている。しかし、その中身をよく見てみますと、誰々ちゃんが行っているから、うちの子も行かせようとか、あるいは、言い過ぎかもしれませんが、親の負担を軽くするために、本当は家でも見られるんだけど学童にやろうと、そういった実態もかいま見えてるという現状があるようです。そういったことで、やはりその辺をどうやって今後、制限というか調整しながら、本当の意味の必要な子に必要な健全育成事業をどうやって、うきは市として取り組んでいくのかというのがやっぱり課題かなというふうに思っております。

ただ、御承知のように衆議院が解散されました。原因としては消費税10%への値上げ先送り、一転29年4月からになったということではありますが、そういったことで首相は、子育て支援事業はちゃんとやりますと言ってますけれども、テレビあるいは新聞報道等でも聞いておりますように、具体的にじゃあ、どうやるのかと。税収が減った分を果たしてできるのかという問題はあろうかなと思います。今後、国の推移を見ながら、うきは市もそれに準じた形で放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育事業のあり方を進めていくというのが、我々注目して見ていかなければならないというふうに感じております。

大変短い報告になりますが、以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

日程第7. 報告第9号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第7、報告第9号専決処分の報告について（事故による損害賠償の報告について）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第9号専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、平成26年10月20日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成26年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

理由。

平成26年9月12日に発生した、市立中学校駐車場において、草刈り作業の際にはじかれた小石が走行中の車両助手席窓ガラス等を損傷させた事故で、相手方の損害を賠償するため専決処分したものでございます。

続いて、2ページをお開き願います。

専決第10号専決処分書、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。平成26年10月20日。うきは市長高木典雄。

市は、市立中学校の用務員が当該中学校敷地内の草刈り作業中、草刈り機により小石をはね、隣接した道路走行中の車両助手席窓ガラス等を損傷させた事故について、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償の額、15万6,000円。

2、損害賠償の相手方、住所、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●。氏名、●●●●。

損害賠償の額15万6,000円は、損傷した車両の修繕料10万4,160円、代車費用5万1,840円の合計でございます。なお、事故発生の概要等につきましては、別紙で本日も配りをさせていただいております資料に記載しておりますので、御参照方お願いします。

また、この件につきましては、総合賠償補償保険にて全額対象となっていることを申し添えさ

せていただきます。

3月議会折にも同様の専決処分を報告させていただき、今回も報告しなければならないということにつきまして、本当に申しわけありません。さきの事故を受けまして、管理職会議等を通じて、安全対策には十分留意するよう指示をしておりましたが、徹底できていなかったということをご反省しております。

今後の事故防止策としましては、細心の注意を払うというのは当然でございますが、草刈り機につきましては、国土交通省等が210号バイパスの草刈り時に石の飛ばない草刈り機——議員の皆様も看板を見られたかなと思っておりますが、石の飛ばない草刈り機という看板を掲げて使用しております。バリカン式の刈払機——上の歯と下の歯が逆回転してバリカン式で挟んで切るといようなバリカン式の刈払機をモデル的に購入し、実際に使用して効果があれば、随時切りかえていくように進めております。あわせて、移動式の飛散防止ネット——石の飛散を防止する飛散防止ネットも購入し、かかる事故の発生することのないように取り組んでまいります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） もう、2回も同じことですから、かなり質疑があるかなと思っておりまして、質疑がないということをございまして。

まず、2点をお聞きしたいと思います。

1点目は、確かに3月に2件、また半年でほぼ同じような結果を招いております。それで、対策は総務課長からありましたけど、1つ気になるのは、いわゆる周知徹底、監督責任の関係です。行為者がそのままここに名前が上がってきておりますけれども、3月の時点で2件同じような事件がありましたから周知徹底をしますし、また、議員からは文書で示達をするなりという話も記憶をいたしております。

ただ、その管理監督者というと、この場合は校長先生になるんでしょうか。中学校と、どこですか、次の議案まではまた別ですけど。私は、この行為者のみならず、今回についてはまた同じことが続くわけですから、校長先生が管理監督責任者であるであろうとするなら、同等以上のここに責任を負うべき実態だろうと思うんです。

だから、要は、この作業をしていた用務員の方々がその行為を、作業をするときに、そのことが頭にあったのか、なかったのか。もう、1回示達したら頭から離れてしまって、聞き取り調査をして、あなたは、その作業をする前に、石が飛んでなるということを見ただけのものがあったのか。全くなかったとするならば、本人の職務怠慢もありますし、注意力もあるでしょうけど、ただ、学校としても、もう、そのときの半年前のことを言うだけで終わってしまっただけと

ということで、人間は継続してそういう緊張感を持てるかどうかということに立脚すると、やはり定期的とか、何らかのこういう作業をするときには心得というのを、いろんな方法があると思うんですよ。これを実施してきたのかどうかというのが一番気になるし、当該作業をする方々が、全く自分の安全管理的なものに、安全意識というのは全くなかったのかどうかを確認したかどうかを、まず、関心を持ってお聞きしたいと思います。

それともう一つ、これ、財政課長にほかの件でお聞きしたんですけども、この支払いですね、次の議案も一緒ですけども。保険屋さんからこの損害については、直接支払いがなされると。したがって、そうなりますと、私が調べたところによりますと、この賠償については、予算書では23節ですか、補償補填の関係がありますし、10万円ほど上がってますから、10万円じゃあ、2つ足すと足らんから、どっから財源を持ってきよるじゃろうかという回答については、予備費とかの充用じゃなくして、保険から直接支払われますと。この10万円予算措置がされているのは、その保険に該当がない場合の支払いを想定してあるという話でありました。

そこでお尋ねしたいのは、当然ながら、これは総計予算主義、自治法第210条からすると、全てこれ、明らかにしながら入りと出を、きちっとこの専決処分の議決書のみならず、予算決算の中で明らかに根拠をしながらするのが、当然、総計予算主義の大原則だと思うんですけども、こういう支払い方をちょっと耳にしたもんですから、これはいけないんじゃないかなと思いますので、この2点について、まず御見解をいただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（秦 克之君） 草刈り機の飛び石の事故につきましては、平成26年3月の市議会においても再発防止策について御指摘を受けておりました。それを受けまして、4月9日に学校用務員の研修会を開催いたしました。シルバー人材センターより資料をいただき、再発防止を目指しておりましたけども、今回、再発を防ぐことができなく申しわけございませんでした。

9月12日の事故後、すぐ午後に、小・中学校の学校長、教頭、事務官にメールで注意喚起を行いました。また、今回の事故につきましては、4月の研修会で——これはもう、本人にも確認しましたが、学校長への事前報告、見張り人の設置検討の件ですけども、なされていないということでしたので、10月6日に学校長も含めて用務員研修会を再度開催いたし、危機管理意識を持つように指導をしたところでございます。

10月の研修会では、新たに草刈り作業のチェックシートを作成しまして、場所の確認、それと東西南北、道路があるのか何があるのかということの確認で、作業前に学校長に提出を義務づけると。それによって、校長が確認した場合は作業をやるということにいたしました。また、道路に面しました場所では、ワイヤー式の刈払機の使用禁止、見張り人がいない場合の用務員の連携、それと、仮設のフェンスが学校教育課にありますので仮設フェンスの利用、また防除シート

についても指導を行いました。今後、この用務員研修会を定期的開催いたしまして、再発防止に努めてまいります。

御指摘のように、学校長のほうにも責任がございますので、その点を10月6日の学校長・用務員研修会のほうでは指導をいたしております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） ただいまの支払いの関係でございますけれども、議員必携のほうの215ページにもありますように、総計予算主義の原則ということで、1会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないということについての御指摘かと思えます。

御指摘でいきますと、予算書のほうでは、総務費の総務管理費の中の補償補填、こちらのほうから一旦支払って、保険会社からの支払いについては歳入のほうで受け入れをするべきじゃないかという御指摘かと思えます。

これにつきましては、ほかにも若干法的な根拠とかそういうものは違いますけれども、例えば、退職手当組合ですとか消防団員等公務災害補償組合、そういったものからの支払いについては、直接そういった組合から当事者に支払われるというようなこともございまして、今回の損害賠償の補償等についての、支払いについてのこれまでの経緯については承知をしておりますけれども、そういうものに準じて、慣例的にそういうふうな取り扱いをしてきたのではないかというふうに思っております。

ただ、今、御指摘をいただきましたので、国・県等の見解も求めながら、今後、適正に処理をしてみたいと思えます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 質問の答弁については、それで納得をいたします。

それで、老婆心ながら事故防止ですね。ですから、今、秦課長からあったとおりのことで結構です。ただ、問題はいろんな仕組みをしたら、それで解決するという問題じゃ全くなくて、仕事がふえるばかりということなんです。だから、今回のそういうものが続いたからといって、そこをつかまえてどうこう言うつもりじゃないんですよ。やはり組織を考えると、いろんな防止措置をするんだけど、結果的に仕事をふやすだけで効果が上がらないというケースが多いから、やっぱりここはマネジメントという意思の疎通を組織体がいかに図っていくかという、たまたまここに2回こういうものが続いたということですけども、草刈り、ほかの大きな問題のほうを危惧するわけですよ。そういう意味でひとつ御参考をいただいて、今後、かかるようなことがない

ように、皆さんがお努めいただきますようお願いをして質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 要望でいいですか。ほかに、10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） この類似事故の再発が続いておりますけれども、今回はガラスが割れた程度で済んでおりますけれども、もしもこれ、考えますと、人身事故にもつながるような、重大事故につながるようなことも考えられますので、いろいろ手を打っていただきたいと思います。ハードの面、ソフトの面から、やはり事故防止の安全管理マニュアルですかね、そういうマニュアルなどを作成して、そして、危険予知能力を高めるような活動なり手を打っていただきたいというふうに思います。よろしく願いしておきます。

○議長（岩佐 達郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（秦 克之君） 4月9日の研修会の資料でも、先ほど申しましたように、シルバー人材センターのほう草刈りのチェックポイント、服装、履物、保護服、それと刈払機を使用するところの注意点等の資料がございましたので、その資料を全部配りまして、用務員のほうには徹底を図っていたところがございます。それで先ほど申しましたように、そのマニュアルが実施されていないという状況がございましたので、再度10月に学校長も含めて実施する前のチェックシートをつくって、そのマニュアルの徹底をしているところがございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第9号の報告を終わります。

日程第8. 報告第10号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第8、報告第10号専決処分の報告について（事故による損害賠償の報告について）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案書3ページをお開き願います。

報告第10号専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、平成26年11月6日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成26年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

理由。

平成26年10月27日に発生した、自動車学校跡地において、草刈り作業の際にはじかれた小石が駐車中の車両後部窓ガラスを全壊させた事故で、相手方の損害を賠償するため専決処分し

たもの。

続いて、4ページでございます。

専決第11号専決処分書、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。平成26年11月6日。うきは市長高木典雄。

市は、市の職員が旧浮羽町立自動車学校跡地の草刈り作業中、小石をはね、駐車中の車両後部ガラスを全壊した事故について、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償の額、7万2,781円。

2、損害賠償の相手方、住所、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●。氏名、●●●●●。

損害賠償の額7万2,781円は、損傷した車両の修理費6万7,781円、代車費用5,000円の合計でございます。なお、事故発生の概要等につきましては、別紙でお配りしております資料に記載しておりますので、御参照方お願いします。

この件につきましても、総合賠償補償保険にて全額対象となっていることを申し添えさせていただきます。先ほども申し述べさせていただきましたとおり、かかる事故の発生することのないよう、全職員で取り組んでまいります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） きょうは黙っところかと思いよったばってんか、余りにも、結構多いですね、これ、ずっと。小塩小学校でも駐車中の何かあれが当たったって記憶にあると思いますが。

大体それ、車が横か、どのくらい離れとったかわからんばってん、車があるのに草刈りをするという意識が足りない人がおるとですか、やっぱり。石をはねるということは最初からわかっているとですよ。

それで、私ももう、30年、40年草刈りをしよるですよ、何町歩という草刈りを。ほとんど道路際ですよ。その中で、自慢じゃないけど1回もそういう事故は、今のところ起こしていません。

これ、ようと考えたら意識が足らんというかな。最初から事故が起きると想定してないということですね、これ。車があるなら、当たると思って切れば、車をどかしてもろうて切りゃあよかでしょう。さっきの件もですが、車が道路際を通るときは、細心の注意を払うて私たちもしよるわけですが、注意が足らんと。

今、学校教育課長の答弁にもありましたように、ただ、指導はしとると。いろいろやっすると。

ばってん事故は起こります。それで何か保険に入っとるけん、保険適用になって保険で解決できたからよかったというふうに聞こえるとですね。今、2件とも。

それで、そのあたりをどのように思うとるか。いろいろ対策とか、いろいろしとるということですが、全然事故が減りません。今後、どうやっていくのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 事の詳細については、担当の農林・商工観光課長のほうから後で補足してもらいたいと思いますが、いろいろ言っても、こういう事実が発生しておりますので、申しわけありませんでしたと言うしかありません。指導が足りなかったというのも、素直にこの事実が発生しております。いろいろ幾ら言っても言いわけにしかないと思いますので、今後についてはこういうことのないように、先ほども申し上げましたように、1つの方法なんですけども、議員が言われるように、何十年もやってきて自分は事故を起こしてないと。議員のほうからまたアドバイスもいただきたいと思いますが、そういった細心の注意を払うと。近くに車があって何でかというのも御指摘もあろうかと思えます。

具体的に、ちょっと小さな話になろうかと思いますが、草刈り機については、そういった石の飛ばない草刈り機もあるようでございますので、今、森林組合のほうとも話をしまして、実際、うちの草刈り機の先のほうにつけるということを今やっています。それから飛散防止ネット、ある一定——5メートルですか、ぐらいあるやつも幾つか重ねれば長くなりますが、2万5,000円ぐらいで、移動式のポールを立てて、済んだら進んでいくというようなやつがありますので、そういった分も購入しながらモデル的に対応していきたいと思いますが、基本は細心の注意を払うというのが基本だと思いますので、気をつけてまいりたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 農林・商工観光課長。

○農林・商工観光課長（野鶴 修君） 今回の事故につきましては、大変申しわけございません。

状況の関係でございますけど、先ほど総務課長の話の中にもありましたように、管理職会議等の中でもそういった注意勧告がなされておりましたので、職員のほうにも十分注意するようには言っておりました。

この関係につきましては、一応、常用の草刈りについては片側だけの走行と。大体、回転の方向が決まっておりますので、そういったことも十分注意して片側だけの、往復の走行じゃなくて片側で切ってくれということもお願いしておりましたし、大体約10メートルぐらい離れたところまで、もう十分だろうというところで一応間隔もとりながら、ここまでは行けるかなという形で草刈りをしておったというところですよ。

ただ、先ほど総務課長が言いましたように、現実的には、やっぱり状況判断が甘かったと言わ

ざるを得ないのかなというところでございます。その点については、今後また十分注意していきたいと思っておりますので、そういうところで、職員のほうも十分注意しておったつもりだったけど、現実的に割れておったというところでございます。大変申しわけございませんでした。

○議長（岩佐 達郎君） 4番、中野議員。（「議長、答えてねえが、最後の……。答弁がなかった。保険に入っとればもうええかと思うとる気持ちがありやせんかということです」と呼ぶ者あり）総務課長、答弁。

○総務課長（石井 好貴君） 漏れておりました。

そういう気持ちはございません。先ほど諫山議員のほうからも指摘がありましたが、1つ間違えば重大事故に発生するというのも十分認識しております。そういうふうに思っておりません。申しわけございません。

○議長（岩佐 達郎君） 4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 事故の内容なり対応なりについて、今、話を聞きましたが、自動車学校跡地のこの車の駐車ですね。これについては、これ、許可をしとるとですかね。それとも勝手にとめちよるとかな。そこら辺がちょっと聞きたいなというふうに思います。

それで今後については、勝手にとめとって、それは幾ら勝手にとめとったちゃ、事故があつとるから、それは補償せにゃんということはわかりますけども、そこら辺のところの今後の対応ですたいね。それをどういうふうに、勝手にとめとるとなら駐車できんようにしないといかんわけですね。だけん、そこら辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 旧自動車学校跡地につきましては、遊休地の有効活用ということで、横の県営住宅の方を初め、近隣の方に対して有償で貸し付けをしております。今回のこの車両につきましては、その許可車両でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 許可をしておって、そこに駐車しておったのに小石をはねたということであれば、それは全面的にこちらが悪いというふうに思います。そこら辺のところ、ちょっと許可をしておったかどうかはわかりませんでしたもんですから、そういうことで後はよろしゅうございます。

○議長（岩佐 達郎君） 8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 8番、藤田です。

今、報告第9号と第10号は類似の事故だと思うんですけども、2つともちょっと違うところがありまして、第9号のほうは、用務員が走行中の車に破損させたということですね。それと、

第10号は職員が駐車場の車をやったということで、ちょっと違うんですね、内容は。

お聞きしたいのは、この市職員は草刈り専用で雇った職員がやったのか、もしくは、違う職員として雇っている人がたまたまふなれでやったのか。ほんで、職員としてやる仕事が草刈りする仕事じゃない人がやっているんだったら言語道断なんですね。もっと違う観点で、市職員は指導したりやらないかんから、この市職員に草刈りをさせた責任もあるんじゃないかと思うんですね。専用で雇ってるんだったら仕方ないですけど、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 御質問いただきました。

通常の一般職でございます。専用で雇っている職員ではございません。経費節減等で、自分たちで草刈りをやっているという実態でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 一般職員なら、草刈りをさせるべきじゃないと僕は思うんですね。もっと違うマネジメントをして市民のためにやるべきであって、この草刈り機はほかに委託するほうがもっと安く上がるんじゃないかと思うんですね。

市職員は、この月曜日やってるんですよね、11時って。報酬というか給料をもらいながら草刈りをしている。楽かもしれない、頭使わんで汗流せばいいことだからですね。だけど、本来の仕事はそういうのが職員の仕事じゃないんじゃないかというのは、僕は前から言ったつもりなんですよね。だから、こういうのは草刈り専用の人に任せれば問題ないわけです。その間、違うことをすればいいんですよ。もっとやるべき仕事がいっぱいあると思うんですよね。多分これは、うきは祭りの準備でかかった担当部署の方かなという気は推測できますけど、何かもっと違う仕事をやっていただいて、草刈りはほかにやっていただきたいと思いますが、その辺、市長どう思われますか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ありがたい御指摘だと、基本的には認識しております。

過去から藤波ダム公園の清掃のあり方について当議会で議論をして、いろいろ職員のほうがボランティアで草刈り等をするというようなこともあってるんですが、今の御指摘はしっかり受けとめますけれども、内容が大きく2つあるんじゃないかなと。

私どもの市有地の土地財産の清掃活動を、年間を通して定期的にやるものと、今回は、うきは祭りというか、うきは祭りにあそこを駐車場で確保するというので、イベントにまつわる突発的な対応ということでありました。ここを2つ分けて考えるべきじゃないかなと思うんですが、定期的に年間を通して草刈り等、清掃活動をする話については、極力シルバー人材センター等を活用しまして専門の方をお願いをしております。しかし、ものによっては突発的ないろんなイベ

ント対応で、やっぱり直接、職員がやらなくてはいけないケースもありますので、そこらについては、ちょっと御理解をいただきたいなど、こう思います。

御指摘のように、職員は本来の職務というのは、やることはたくさんあるわけがございますので、そちらに力を集中すべきだという御指摘はありがたい御指摘だということで、しっかり受けとめさせていただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 職員を使えば経費節減になるかもしれませんが、給料を払ってるから一緒なんです。だから、もっと安い方向でやる、経費節減するための方法があると思います。

ほんで、祭りのときいろんなイベントを今まで見てきた中で、これ、駐車場の誘導も職員がやってるんですね。これこそまたふなれで、事故がまだ起きてないからいいようなものの、ここで事故が起きたときどうするのかと。職員はね、もう、準備もしなくちゃいけない、いろんな企画もしなくちゃいけない、次の仕事があるというのに土日駆り出されてやっていると。ほんで、管理職だったら代休なしで、無報酬でボランティアでやってるのかもしれませんが、一般職員は代休とってるわけでしょう、平日に。それこそまた大変で、業務がおくれたりいろいろしているわけですね。それでなくても、職員が非常に少ない状況で市民に迷惑かけたりしているところがあるから、もっと大局的な判断でやっていただきたいと。職員にはそういう汗をかかすんじゃない、知恵を出さすような職員に育てていただきたいというのが要望ですけど、ぜひその辺を今後考えていただいて、もっと質のいい職員であるべき姿を出していただきたいと思います。よろしく、それは要望です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第10号の報告を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開を10時50分より再開します。

午前10時36分休憩

午前10時50分再開

○議長（岩佐 達郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第9. 議案第76号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第9、議案第76号専決処分の承認を求めることについて（平成

26年度うきは市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 議案書の5ページをお願いいたします。

議案第76号専決処分の承認を求めることについて。

平成26年度うきは市一般会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。平成26年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

次ページをお願いいたします。

専決第12号専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

平成26年度うきは市一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり定めること。平成26年11月19日。うきは市長高木典雄。

続きまして、補正予算書のほうをお願いいたします。補正予算書の1ページでございます。

専決第12号平成26年度うきは市一般会計補正予算（第4号）、平成26年度うきは市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,050万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億8,890万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年11月19日。うきは市長高木典雄。

続いて、9ページをお開き願います。

まず、歳入から申し上げます。

15款3項1目4節選挙費委託金1,050万3,000円の増額補正につきましては、衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙の執行に係る県からの委託金を補正計上させていただいたものでございます。

次ページをお願いいたします。次に、歳出でございます。

2款4項8目衆議院議員総選挙費1,050万3,000円の増額補正につきましては、投票管理者報酬ほか、衆議院議員総選挙に伴う投開票事務の執行に係る経費を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 2点ほどお尋ねしたいと思います。

9ページで、県からの委託金というのが1,050万3,000円交付されてあります。これは今度の衆議院議員総選挙の執行委託金ということでありまして。全国では700億円と言われてありますけどね。この委託金は、残が出た場合は返さなきゃならんかどうかということなんです。執行残が出た場合の措置についてお願いしたいと思っております。

それから、一昨年ですか、参議院議員の選挙が行われました。公職選挙法で参議院は選挙期日が17日間、衆議院になりますと12日間、2日公示の14日が投票日ということになってますからね。

そこでお尋ねしたいのは、こういう歳出の基準はどのように決められてるかということをお願いしたいと思っております。全国的なものであるわけですね。したがって、その基準が示されてるかどうかということなんです。

例えば、職員手当等のところで、時間外勤務手当というのが80万円組まれてありますが、これ、前回の参議院選挙から比べますと、20万円ですから、実に33.3%の増額、そういう予算措置をやっているわけ。それから需用費については、参議院議員の選挙のときは、結果的には32万8,000円しか使用してないけれども、今度は65万円という、前回よりも30万円余計に選挙費を計上してありますけれども、こういうのは何か基準が示されて計上してるかどうか、その2点についてお願いしたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 2点御質問いただきました。

まず、歳入のほうです。選挙費委託金1,050万3,000円を組ませていただいております。これにつきましては、選挙の執行に係る基準法、積算の基礎がございまして、今の法律で計算すると、うきは市の場合1,050万3,000円という試算になるということで歳入を計上させていただいております。

歳出につきましても、その範囲内であれば、その選挙のための経費ということが認められれば全額交付され、財源になってくるということになります。残が出れば当然、返還。上限が、この今の試算でいくと1,050万3,000円という歳入、それが歳出になってまいりますので、そこまで経費が必要でなかったと、うきは市の場合ですね。であれば歳入はそれだけ下がってくる、実績に応じてということになります。逆に上回っても、この執行の基準の範囲内でしか交付金は来ないと、あとは一般財源になってしまうということでございます。

歳出のほうの細かな、例えば報酬で幾らでしかだめよとか、そういうのはございません。トータルで、今の試算でいきますと1,050万3,000円の範囲内であれば、それがこの衆議院議員選挙の執行に係るものと認められればオーケーでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） じゃあ、1点のみお尋ねをします。

歳出、10ページですね。今、三園議員からもありました関係に類似する部分もありましょうが、3節の職員手当等の選挙手当411万9,000円、この積算の基礎と、誰に、職員手当ですから、全員がこの選挙にかかわるのかどうかわかりませんが、その単価なり、積算の基礎等についてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 歳出の10ページの選挙手当411万9,000円の内訳でございます。

この分は選挙の執行に係る、選挙の投票日から開票——投票日といいますか、12月14日の投開票に係る分でございます。事前の会場準備も含めまして、全て投開票事務に係る職員の人件費といいますか、職員の手当でございます。

内訳としましては、投票所の準備が2,500円の単価で145名、各市内の投票所ございますので、12カ所ですか、ございますので、2,500円掛け145人、36万2,500円。投票事務2万4,000円掛け145名、348万円。再度言います。投票事務に2万4,000円掛け145名を見込んで348万円。開票所準備2,500円、先ほどの投票所準備と同じで2,500円掛け10名、これは1カ所ですので10名、2万5,000円、2,500円掛け10の2万5,000円。開票事務、9時から開票をやるように予定しております。1万2,000円掛け75人の90万円、合わせた金額を、ちょっと待ってくださいね、申しわけございません。これ、ちょっと訂正が入ってますね。申しわけございません。ちょっとお待ちください。人数を調整しております。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 大体理解できましたが、今後のこともありますから、これを簡単な資料か何かいただくと、もう、別に細かいところは必要ない。こういうものに使われるんだという、私たちもちょっと説明がつかない部分があったからお尋ねしてるんでありまして、これ、表に出すと不都合でございませうか。よろしくお願ひします。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） いや、不都合ということは全くありません。今後の予算の説明の折に内訳を説明したいと思います。

単価は今の単価で変わりません。今回、今、報告した分で。人数をちょっと調整しております、実数に合わせてですね。基準法の範囲内でおさめたいということもありますので。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第76号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は承認することに決しました。

日程第10. 議案第77号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第10、議案第77号専決処分の承認を求めることについて（うきは市営住宅管理条例の一部を改正することについて）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 冒頭、大変申しわけありませんけども、字句の訂正をお願いいたします。

議案書の9ページをお開きください。

タイトルを含めまして6行目中ほど、「円滑な帰国の促進及び」の「及び」を「並びに」に訂正をお願いいたします。それから、新旧対照表の2ページ、左側の改正案の上から4行目の一番左、「及び」を済みませんが「並びに」に訂正方お願いいたします。大変申しわけございません。

それでは、議案書の7ページをお願いいたします。

議案第77号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市営住宅管理条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求め。平成26年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

専決第7号専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

うきは市営住宅管理条例の一部を別紙のとおり改正すること。平成26年10月1日。うきは

市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例、うきは市営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号オを次のように改める。

オ、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

この条例の改正につきましては、うきは市営住宅管理条例の第3章、市営住宅の管理の入居者の資格を規定しております第5条第1項第2号の単身入居の条件を規定しておりますオの部分を変更するものでございます。

改正の理由としましては、引用法律名の変更による改正で、旧法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」、これが、新しい法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に名称が改正されたことにより条例改正でございます。本来ですと、この条例改正において議会に上程し、議決を得るべきところではございましたけれども、この改正の内容等を検討しました結果、改正の内容が引用法律名の変更に伴う条例改正といった軽微な改正でありますことから、専決処分をさせていただいたところでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 軽微な改正ですから専決処分、結構であります。該当者がいるかないか。つまり、生活保護の第6条第1項に規定する被保護者ですね。それから、第14条第1項に規定する支援給付の該当者がいるかどうか、その2点についてお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） このオに該当する人数につきましては、うきは市内に1名が

該当するということでございます。支援給付のほうは、うちのほうではちょっと把握できておりませんので、これは、回答はできません。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 確認です。この条例の改正の附則が、この条例は公布の日から施行する専決処分であります。こういう個人に対する生活保護法なり、こういう中国残留、これは専決処分です。法律が変わって、期日明記の施行というのを一般論からすると考えるんですけども、公布の日はいつからでも、何もなければ議決から20日でしょうけど、こういう条例ではきちっと専決処分ならなおさら期日を明記すべきだと思うんですが、その点はいかがでございましょう。確認です。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 県からの通知では、施行日につきましては、平成26年10月1日ということで通知がっております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第77号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は承認することに決しました。

日程第11. 議案第78号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第11、議案第78号専決処分の承認を求めることについて（うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 大変申しわけございません。字句の訂正をお願いいたします。

先ほどの議案第77号と同様の訂正になります。議案書の12ページをお願いいたします。

第3条第2項第2号中の2行目、「円滑な帰国の促進及び」の「及び」を「並びに」に訂正をお願いいたします。また、新旧対照表3ページについても同様の訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。

議案第78号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。平成26年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

専決第8号専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。記。

うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正すること。平成26年10月1日。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「母子及び寡婦福祉法」を、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第2号中「配偶者と死別した男子で現に婚姻をしてないもの及びこれに準ずる者として母子及び寡婦福祉法施行令第25条で定めるもの」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項の規定する配偶者のない男子」に改める。

第3条第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

改正の理由といたしましては、第2条第1号は引用法律名の変更による改正で、平成26年4月23日、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布に伴い、母子及び寡婦福祉法が、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されたことによるものです。平成26年10月1日施行となります。

また、同条第2号は、配偶者のない男子の定義が追加されたことによるものでございます。これによりまして、父子家庭がおおむね母子家庭と同様に法律の支援対象に位置づけられ、父子家

庭への支援拡大が図られるものでございます。

また、第3条第2項第2号は、先ほどの議案第77号と同様で、引用法律名の変更による改正でございます。

本来ですと、条例改正については議会に上程し、議決を得るべきところですが、施行日が平成26年10月1日となっており、改正内容が引用法令の変更に伴う条例改正等で軽微な改正であることから、専決処分をさせていただいたところでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第78号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は承認することに決しました。

日程第12. 議案第79号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第12、議案第79号専決処分の承認を求めることについて（うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） この件につきましても、大変申しわけございません。重ねて字句の訂正をお願いいたします。

先ほどの議案第77号、第78号と同様の訂正でございます。

議案書の15ページ、第3条第2項第2号中の2行目、「円滑な帰国の促進及び」の「及び」

を「並びに」に訂正をお願いいたします。重ねて大変申しわけございません。それから、新旧対照表は同じく4ページでございます。

議案第79号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分をしたので報告し、議会の承認を求める。平成26年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

専決第9号専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。記。

うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正すること。平成26年10月1日。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

改正の理由につきましては、前号、第77号議案と同様でございます。旧法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律」が、新法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律」に名称が改正されたことによります条例改正でございます。

本来ですと、条例改正について議会に上程し、議決を得るべきところですが、施行日が平成26年10月1日となっており、改正内容が引用法律名の変更に伴う条例改正で軽微な改正であることから、専決処分をさせていただいたところではあります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第79号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は承認することに決しました。

日程第13. 議案第89号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第13、議案第89号うきは久留米環境施設組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更についてを議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 議案書の19ページをお開きください。新旧対照表は5ページとなっております。御参照をお願いいたします。

議案第89号うきは久留米環境施設組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、うきは久留米環境施設組合の共同処理する事務を変更し、うきは久留米環境施設組規約を別紙のとおり変更する。平成26年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

提案理由。

うきは久留米環境施設組合で処理している火葬場に関する事務を平成27年3月31日限り廃止することに伴い、うきは久留米環境施設組合の共同処理する事務を変更し、うきは久留米環境施設組規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

次のページをお願いいたします。

うきは久留米環境施設組規約の一部を改正する規約、うきは久留米環境施設組規約の一部を次のように改正する。

第3条の表火葬場に関する事務の項を削る。

別表1の表火葬場の建設に要する経費及び建設に係る公債費の項を削り、同表2の表火葬場の

運営に要する経費の項を削り、同表備考1中「火葬場に要する経費を除く」を削り、同表備考2後段を削る。

附則。

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

改正の理由としましては、火葬場霊峰苑を平成27年3月31日限りで廃止することに伴い、うきは久留米環境施設組合の共同する事務を変更し、規約を変更するための地方自治法第294条の規定により、議会の議決を求めるものです。今後につきましては、議会の議決をいただければ、来年1月に県知事へ構成2市の議決証明書を付して規約改正許可申請書を提出、2月に県知事より規約改正許可通知を受理、その後、所在地の久留米市へ火葬場施設廃止許可申請書を提出、3月の組合議会において、火葬場設置条例及び使用料条例の廃止の議決を経て、4月1日改正規約の施行となります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

お諮りします。議案第89号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は可決することに決しました。

日程第14. 議案第93号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第14、議案第93号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案第93号についてでございます。説明をさせていただきますが、大変申しわけありません。その前に議案の訂正のお願いがございます。

議案書31ページの附則第1条第2項について、文言の記載漏れがございました。修正後の議案書をお配りしております。大変申しわけありません。修正内容は、附則第1条第2項において、議案書の下から4行目の最後の「ただし、改正後の給与条例第21条第2項第1号」の次に「及び附則第15項」を挿入させていただくものです。差しかえ後のコピーはもう既に挿入させていただいております。修正後の31ページ、両面での印刷ですので、32ページも裏には入れておりますが、31ページを本日配付させていただいております。差しかえ方、よろしく願いいたします。大変申しわけありませんでした。総務課、取りまとめのところがこういったミスをして大変申しわけなく思っております。以後、このようなことのないように気をつけてまいりたいと思います。申しわけありませんでした。

それでは、議案書の26ページをお開き願います。

うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第1条うきは市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。この議案につきましては、さきの全員協議会の折にも御説明させていただきましたとおり、本年度の人事院勧告等を踏まえて、職員の給与の改定を行うために給与条例の改正を行うものでございます。

本年度の人事院勧告は、さきの全協と重なりますが、まず1点目に、民間給与との格差等に基づく給与改定が勧告されております。具体的には、月齢給0.3%の引き上げ、勤勉手当0.15月の引き上げ、通勤手当、交通用具、私用車に係る通勤手当の引き上げが主な内容となっております。

人勧の2点目は、俸給表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しが勧告されております。

今回、御提案させていただいております給与条例改正議案は、1点目の民間企業との格差等に基づく給与改定勧告を踏まえた条例改正を提案させていただくものであります。

人事院勧告の2点目の給与制度の総合的見直しにつきましては、地方公務員法第24条第3項に均衡の原則の定めがありますように、国及び他の地方公共団体の状況を考慮して対応すべきと考えておりますが、現在、多くの地方公共団体がこの取り扱いについて検討中であることを踏まえ、当市についても3月議会前までに整理を行い、適切な対応をとっていきたいと考えております。よって、今回の条例改正には含まれていないことを申し添えさせていただきます。

なお、今回の条例改正に伴う人件費の増加額は、全会計合わせて約1,500万円を見込んでいるところです。詳しくは、補正予算が議題となった際に御説明をさせていただきます。

それでは、ここからは新旧対照表を使って説明させていただきます。新旧対照表の8ページをお開きください。8ページ、当然ですが、左側が改正案、右側が現行です。

第12条の第3項は通勤手当の改定でございます。人事院勧告と同額の改定を左側の改正案に記載させていただいています。

その下の勤勉手当、第21条第2項につきましても、人事院勧告と同率の0.15月分の引き上げ改定等を提案させていただいています。

次の新旧対照表9ページの中段あたりですけれども、附則の第15項につきましても、附則の第12項に該当する特定職員——簡単に言いますと、55歳以上かつ6級以上の在級している職員について、1.5%の減額支給について、勤勉手当率の改定に伴う取り扱いを定めているものです。これまでどおり、1.5%を減額する内容となっています。

それから、その新旧対照表の9ページの後段——下のほうですが、から18ページにかけて、別表第1に人事院勧告等を踏まえた改定後の給料表を掲載しているものです。

以上が、議案書26ページからの改正条例第1条に係る内容でございます。

続きまして、議案書31ページをお開き願います。

改正条例の第2条ですが、これにつきましては、人事院勧告と同様に平成27年度以降の勤勉手当の取り扱いを定めたもので、今回の引き上げ分を6月と12月にそれぞれ等分して勤勉手当を支給することを規定したものでございます。

附則の第15項に係る改正も同様の趣旨によるものです。

次に、31ページ下のほうの附則についてですが、今回の改正に係る施行期日等について定めているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第93号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は可決することに決しました。

日程第15. 議案第94号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第15、議案第94号うきは市立自動車学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案書の33ページ、議案第94号について説明をさせていただきます。議案書の34ページをお開き願います。

うきは市立自動車学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、うきは市立自動車学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。この議案につきましては、先ほどの議案第93号と同様に、本年度の人事院勧告等を踏まえて、自動車学校職員の給与の改定を行うために給与条例の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 人事院勧告に基づいて給与の改定が行われますが、この給与条例の適用職員は何名いらっしゃるのかですね。

特に来年4月1日からは職員が減ってくるということを聞いておりましたが、そうなりますと、この給与のほかに嘱託職員の給与表というのを制定しなきゃならないと思うわけですよ。全く嘱託職員の給与表というのは議会に上がってないわけなんですよ。なぜ、給与表が上がってこないのかですね。以前も質問しましたが、取り決めはやってるということではありますが、これは正規職員の給与表であるわけ。該当者が何名おるか。この給与表に該当しない職員については、どのように措置されるのかですね。給与表の制定、これは当然、労働基準法でも決められてあることですが、それをやってないということですから、明らかに法令違反ということになりますよ。法令で決められてない給与を支給してるということになりますよ、それについては、どう措置されるのか、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 大きく2点の御質問をいただいたかなと思っております。

今回の条例改正に伴う適用、この改正条例の適用は4名の職員が対象となります。

議員言われるように、嘱託職員の取り扱いについて、過去からも御質問なり御意見をいただいております。嘱託職員についても、本条例の議決をいただきましたら改定を実施することとしております。別途、自動車学校嘱託職員の給与及び旅費に関する規定——条例ではございませんが、規定では定めております。ただし、議員の言われる御指摘も当然だと思っております。嘱託の給与について条例の定めとの関係は、議員が言われますように、今年度末で自動車学校職員として採用した正規職員4名が退職することになります。給与の条例化を含めて、今後、検討してまいりたいと思っております。申しわけありません、まだ整理ができておりません。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 対処したいということですが、3月議会に出してもらわなきゃ、この条例の適用職員は今、答弁のあったように4名ですけどということですが、あとは全部、じゃあ、嘱託職員でいかれるのかどうか。

そして、その給与条例も議会で議決しないというのはおかしいことになるわけですよ。なぜ、そういう条例の制定を急がないのかですね。3月議会までには出せるかどうか、お願いしたいと思えます。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） ここで3月議会というのは、申しわけありません。ちょっともう少し勉強させていただきたいと思えます。

議員が言われるように公営企業的な、収支をあの中でやっていくような企業でもございますので、どういった給与、全国に4団体しか——議員も御承知してあると思えますけども、ないようなケースでございますので、3月議会までに整理ができるかといったら、ちょっと自信がございませんので、できる限り速やかに御報告ができるように努めてまいりたいと思えます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 3月議会までに嘱託職員の給与等を制定しないことには、じゃあ、4月からどうして給与を払うわけですか。これは地方自治法にも反することになるでしょう。条例で決まってない給与を支払うということですからですよ。これは3月議会までに時間がない、これは以前から言ってることですから、急いでもらわなきゃなりませんよ。

だから、全国に公立自動車学校というのは今、4校ということですから、何も公立自動車学校の例によらんでもいいわけでしょう。つまり、うきは市独自の給与条例を制定すればいいことですから、議会の議決を求めりゃいいことですからですよ。早急に、民間給与というのは、これは地方公務員も前提ですよ。この人事院勧告も民間給与を調査してからの人事院勧告が出されてあ

りますからね。全国で4校しかない、この公立自動車学校の例を持ってこんでも、当然、民間企業のそういう条例を、民間企業では労働基準法に基づいて、ちゃんと労働基準局に届けてるんですよ。だから、そういうものを早急に調べて、ぜひ、3月議会にやらないと、4月からの給与の支払いができませんということになったら大変ですから急いでいただきますように。特に市長からの答弁をいただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の件については、たびたび指摘をいただいているところであります。

基本的に、嘱託職員制度というのは自動車学校の中にもいますし、この内部部局というか、市長部局の中にも嘱託職員がいます。内部部局の嘱託職員についても議会のほうにはお出ししていない、そういうバランス上の問題と、あと、議員が御指摘されるのは、多分、この4名の正職員が来年3月31日をもって定年退職をする。その後の運営形態がどうなるのか。全ての正職員がいない中で、ちょっと内部部局の嘱託職員と違うのではないかという御指摘も含まれている。企業経営という観点からも、そういう御指摘をいただいているものと思っておりますので、そういう総合的な視点で、いま一度検討させていただいて、しかるべき判断をさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第94号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は可決することに決しました。

日程第16. 議案第99号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第16、議案第99号うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 議案書の51ページからになります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

次の52ページをお開きください。それから、新旧対照表は25ページを御参照お願いいたします。

うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例、うきは市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項本文中「39万円」を「40万4千円」に改める。

附則。

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

改正の理由といたしましては、健康保険法施行令の一部改正により、平成27年1月1日から施行となるため、条例の改正を行うものです。出産一時金の支給額を現行の39万円から40万4,000円と1万4,000円の引き上げとなります。これは、上昇傾向にある出産費用に配慮して40万4,000円に引き上げたものです。一時金に加算されます産科医療補償制度の掛金相当の加算額、これにつきましても、同日から3万円が1万4,000円に引き下げになります。出産一時金の総額は現行と同額の42万円に据え置かれますので、保険者である市の財政への影響等はございません。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は、今、全国的に問題になっているのは少子化対策ですよ。これについては、全国一律でいってるのかどうかということです。出産手当ということですから、この金額を増額してでも、やっぱり少子化対策をやらなきゃなりませんけれども、この点について、どう考えられてあるのかですね。全国的なもの、それを調査してるのかどうかということです。この施行令等以外に手当を支給した場合に、何か交付金とかそういうものが減額されるというような、そういう罰則規定みたいなのが設けてあるかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 全国的な状況については、申しわけございません。詳細については把握をしておりませんし、そういった場合に減額措置があるかということについても把握し

ておりません。この件につきましては、今後、調査をしていきたいというふうに考えております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 今の13番議員の関連です。

うきは市としてだけでなくして、これは独自の財源で加算している自治体は結構あると思うんですけど、その辺をどう考えているのか。単なる今、一律の全国の云々はまだ調べてないということでもございましたけども、市長のお気持ちとして、この少子化対策の、いわゆる非常に出発点の大事なところだと思うんですけど、そのあたりをどうお考えになっているのかをよかったですらお聞かせいただきたいんですが。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今、全国的に話題になってます地方創生を考えるに当たっても、この少子化対策というのは重要な案件だと認識しております。

それで、申し上げますように、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しまして、来年4月からの施行となります。そういうこともしっかり見据えて、この子育て支援については、こういう支給案件も含めまして総合的に、特に今、いらっしゃる方が安心して子育てできるのと同時に、また外部から若い世代を呼び込むためにも、この制度の充実というのは重要な案件だと、こう思ってますので、しっかりした対応を図っていききたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第99号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は可決することに決しました。

日程第17. 議案第81号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第17、議案第81号平成26年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 補正予算書の65ページをお開きください。

議案第81号平成26年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,489万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2,541万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

71ページをお願いいたします。

歳入、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1,740万7,000円の減額補正で、補正後の額が8億6,643万4,000円となります。これは平成26年9月末の調定額の収入見込みにより、補正を行うものでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税1,008万7,000円の減額補正で、補正後の額が3,431万4,000円となります。これも一般の国保税と同様に、平成26年9月末の調定額の収入見込みにより補正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目前期高齢者交付金3,435万7,000円の減額補正で、補正後の額が8億9,345万3,000円となります。社会保険診療報酬基金からの交付額の確定したことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

9款1項1目一般会計繰入金4,696万円の増額補正です。補正後の額が4億9,666万4,000円となります。今回の補正で生じた歳入歳出の調整を図るための補正でございます。保険税の減額及び国庫支出金等の返還等の増額により、一般会計の繰り入れが増額をしております。

次に、75ページをお願いいたします。

2款1項1目1節一般被保険者療養給付費につきましては、財源の組みかえでございます。3目一般被保険者療養費、19節、350万円の療養費の増額補正でございます。26年10月

末までの実績から不足が見込まれるため、増額補正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、19節、350万円の高額療養費の減額補正でございます。これにつきましては、26年10月までの実績から予算残が見込まれるため、減額の補正を行うものでございます。

次のページをお願いします。

3款1項1目後期高齢者支援金等、19節、3,540万6,000円の減額補正です。26年度分の支援金の確定による補正でございます。

次のページをお願いいたします。

11款1項3目国庫支出金等返還金、23節、1,946万6,000円の増額の補正です。過年度特定健康診査等国庫負担金返還金の174万円の増額補正は、平成25年度特定健診に係る費用について交付を受けておりましたが、国・県からの通知により過不足があり、国への返還金が135万5,000円、県への返還金が38万5,000円でございますので、補正をするものでございます。

それから、過年度療養給付費等国庫負担金返還金1,772万6,000円の増額補正は、平成25年度交付額の確定によるものでございます。

次のページの12款1項1目予備費につきましては、財源の調整によるものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 職員の人件費の補正について御説明をさせていただきます。予算書の80ページをお開きください。給与費明細書を使って説明させていただきます。

給与につきましては、給料で134万1,000円、職員手当で51万5,000円の合計185万6,000円の減額となっております。共済費につきましては、給与の減額等に伴い22万1,000円の減額を見込んで計上しております。

給与改定に伴う人件費への影響額につきましては、国民健康保険事業特別会計で22万4,000円の増額、それ以外の人事異動等に伴うものが230万1,000円の減額を見込んでおり、合わせますと、合計欄に記載しております207万7,000円の減額を計上させていただいております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。11番、楡川議員。

○議員（11番 楡川 正男君） 73ページの一般会計からの繰り入れでございます。

これ、繰入基準額の範囲内で繰り入れをされてあると思いますが、その基準額の限度額は幾らなのか。幾らまでだったら一般会計から繰り入れることができるのかをお伺いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 法定内の基準額につきましては2億6,959万3,000円でございます。今回の補正につきましては、法定外の繰り入れとなります。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、71ページでございます。

今、説明では、26年9月末現在で調整をしたということで減額になってるわけですけどね、一般被保険者のほうは減額幅が小さいんですよ。例えば、医療給付費は2.3%、それから後期高齢者支援金分は0.8%、介護納付金分は2.6%ということで、一桁台、わずか2%台でわかりますけれども、2目の退職被保険者等国民健康保険税については、医療給付費分が23.6%減額ですよ。それから、後期高齢者支援金分が22.3%、それから、介護納付金分が23.9%と、このように20%を超えるような減額になってしまってるわけですが、これはどういう理由でこのような数字になってるのかですね。26年9月末の調整ということですが、じゃあ、最初から、これは過大見積もりをしとったと言わざるを得ないですが、これについてはどう措置されてあったかどうかということですね。

それから今、73ページの一般会計繰入金についても質問がありましたが、今、説明では、基準外が2億9,659万3,000円、今度のやつは4,696万円がそのままということになりますから、合わせますと3億4,000万円からの繰り入れをやらざるを得ないということになってるわけですね。非常にこういう繰入金が増額してありますが、これについては、今後どう処置されるのかですよ。恐らく26年度でこういう結果が出てあるから、27年度もこのようなことになる恐れがあります。28年か29年には国民健康保険は県で一本化するということですが、それまでは、このような繰り入れをやっていかなきゃならんかどうかという見通しはどう立ててるのかですね。

やはり大変な繰り入れをやってありますけども、これは、1つは、国民健康保険税の徴収未納も大きく響いてくるわけですよ。そういうものにあわせて、つまり今、滞納だけでも国民健康保険は大変な滞納金額を抱えてあります。そういうものを真剣にやってもらわなきゃ、滞納は余り徴収できんで、不足したからといって一般会計から繰り入れとったんではどうにもならないことになってますが、これについては、今後どう対処されるのかということでもあります。

それから78ページで、過年度療養給付費の国庫負担金が確定しました。25年度の交付額の確定によって1,772万6,000円を返さなきゃならんようになったということですが、これ、何パーセントを返さなきゃならんようになってるのかですね。25年度の交付額の確定というこ

とですが、確定された交付額は一体どの程度を予定しとって、確定した金額が幾らになってるのか、それをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 1点目の退職者の保険税について、率が非常に高いという御指摘でございます。

この件につきましては、退職者の人数の見込み誤り等がございます。

それから、一般会計の繰入金の御指摘でございますが、このような多額の繰り入れをやっていると。今後の見通しというふうな御指摘でございます。

確かに、うきは市の保険税で見ますと、非常に県下でも高い位置にあると、そういったこと。それから、医療費については県下でも中ぐらいで推移をしているわけですけど、そういったこと。それから、29年度から保険者が県になっていくというような、そういったいろんなことを見込みまして、どのように保険税を取っていくかというようなことも担当としては考えておりますが、保険税を上げるのか、それとも29年度に合わせて、その時点で合わせるのか、そういったことを検討している状況でございます。

それから、78ページの過年度療養給付費等国庫負担金返還金の1,700万円余ですが、交付済み額が7億7,950万5,558円ございました。算定の決定額が7億6,177万9,558円ということで、その差額のこの1,772万6,000円が返還するわけですけど、率にしまして2.3%程度になります。

特定健康審査の国庫負担金の件でございます。

まず、国です。国が584万3,000円受け入れておりました。精算額が448万8,000円ということで、返還金が135万5,000円になります。県が487万3,000円受け入れておりました。精算額は同じく448万8,000円ということで、差し引き38万5,000円が県への返還となります。率としましては、合わせて6.6%になります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今、繰り入れのことの説明がありましたけれども、国民健康保険だけで、これでいきますと4億9,664万4,000円ということですから、約5億円を繰り入れてるわけですよ、一般会計からですね。その中で3億4,000万円が法定外、基準外ということであるわけですね。それをもってきてどうするかわからんということではありますが、それでは、これは国民健康保険の運用はできんようになりますよ。しかし、まだ県に移管するまでは何とか継続しなきゃなりませんもんですから、やっぱり実態を、国民健康保険運営協議会ですか、

そこで十分検討していただかなきゃなりません。それまで待つということで、合併まで待つということじゃなくてですよ。したがって、こういう実態を真剣に1つ国保運営協議会のほうで検討していただくようにですね。

それから、やっぱり大事なことは保険税の滞納がふえているということ。これを何とかしなきゃ、このままでは真面目に保険税を納めている方は、これはだんだん正直者がばかを見るというようなことになったら大変なことが起こりますよ。私ども、せんだってから議会報告会を各地で開いてまいりましたが、この滞納については、やはりかなりの市民の方が不満を持っているような実態でございますからね、これについてはひとつ真剣に取り組んでいただくように、ぜひやっていただかなきゃなりません。その点の見通し、あるいは抱負をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 議員御指摘のように、確かに法定外繰り入れ、ふえております。そういったことも十分担当としても考えておるところでございます。

今、御指摘のありましたように、こういった実態を審議会の中に随時話はしておりますが、さらに審議会でも十分検討していただいて、今後の国保運営をやっていきたいというふうに思っております。

それから、滞納につきましては、徴収対策室と連携して、この滞納については頑張っているところでございます。後期高齢者医療の関係なんかは徴収対策室に移管、どうしても徴収が無理な場合は移管するといったような手だてもしながら、十分きちっと払っている人が損をしないような、そういったことに努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。11番、榎川議員。

○議員（11番 榎川 正男君） ちょっと1点だけ。

消費税が上がった分、社会保障のほうに回すということで、国の負担が3分の1から2分の1に負担をすると、保険の。ということでちょっと話があったけれども、そうすると、市町村の負担が少し助かるかなという気がいたしておりました。まだこの2分の1負担にはなっていないということですね。これは、10%になってからが、その対応になるのか、ちょっとその辺をお伺いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 国保税の運営については、29年度から県営の保険者移管ということで、そういった作業が進められております。

それに伴って、そういった補助金関係をどうするのか、税についてはどんなふうに賦課するのか、これは今のところ分賦金方式ということは、移行ということは決まっておるようでござい

ます。そういった形で、今はまだ話し合いがなされてあるところで、まだ最終的な決定というのは聞いておりません。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第81号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は可決することに決しました。

日程第18. 議案第82号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第18、議案第82号平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 人件費のみの補正でございますので、総務課のほうで一括して御説明させていただきます。

補正予算書81ページをお開き願います。

議案第82号平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

次の歳出でございますが、歳出だけですから 88 ページ、給与費明細書によって説明させていただきます。88 ページをお願いします。

職員の人件費の補正について説明させていただきます。

給与費につきましては、給料で 10 万 6,000 円、職員手当で 12 万 2,000 円の合計 22 万 8,000 円の増額となっております。共済費につきましては、給与の増額等に伴い 8 万 3,000 円の増額を見込んで計上させていただいています。

給与改定に伴う人件費への影響額については、後期高齢者医療事業特別会計で 4 万 3,000 円の増額、それ以外の人事異動等に伴うものが 26 万 8,000 円の増額を見込んでおります。合わせますと、合計欄に記載しています 31 万 1,000 円の増額を計上させていただいているところです。

戻りまして補正予算書 87 ページ、予備費でございます。今言いました一般管理費の増加分を予備費で調整をさせていただいています。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 82 号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 82 号は可決することに決しました。

日程第 19. 議案第 83 号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第 19、議案第 83 号平成 26 年度うきは市立自動車学校特別会計

補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 同じく人件費のみの補正のため、私のほうで説明させていただきます。補正予算書89ページをお開き願います。

議案第83号平成26年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、96ページをお願いします。

職員の人件費の補正について説明させていただきます。

給与費につきましては、職員手当で40万8,000円の増額となっております。共済費につきましては、給与の増額等に伴い7万9,000円の増額を見込んで計上させていただいています。

給与改定に伴う人件費への影響額につきましては、自動車学校特別会計で81万5,000円の増額、それ以外の人事異動等に伴うものが32万8,000円の減額を見込んでおり、合わせますと、合計欄に記載しております48万7,000円の増額を計上させていただいております。

戻りまして、95ページ予備費でございます。

今言いました総務管理費の増加分を予備費で調整させていただいています。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今回の補正では、人事院勧告に基づく給与費だけが上がってきてありますけれども、自動車学校全体の予算は、皆さん方は把握できてるわけですか。

例えば、平成26年度の当初予算でいきますと、1億4,237万円の当初予算を組んでありますけれども、10月現在で歳入というのは、わずかに36%しか入ってないでしょう。もう12月ですから、あと3カ月しかないんですよ。あと歳入がこれ、間違いなく入るのかどうかです。何でそういう実態を把握して予算措置をやっていかないのかどうかです。

つまり、先ほど国民健康保険税があったように、26年9月現在で調整して、今度、減額をやってるわけですね、この中の収入が入らんからということで。自動車学校は、なぜ今度の補正でやらなかったのかどうか。入ってくりゃあいいですよ、予定どおり入ってくりゃあいいですよ。

入ってこない場合はどうなるわけですか。

つまり皆さん方は、4月からスタートしてありますけど、4月からずっと赤字続きで来とるでしょう、10月まで。まだ10月でも不足金が1,000万円ぐらい出てるでしょうが。それに持ってきて、何で予算の見直しをやってないのか、これについて回答をお願いしたいと思います。市長からお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 自動車学校の経営については、たびたび御指摘をいただいております。今、定期的に、若手を中心として今後の自動車学校経営をどうするのかという議論をしながら、いろんな手を打って、今、進めさせていただいているところであります。

確かに今時点では、入校生の数というのはまだまだ少のうございしますが、例年、年度末に集中する傾向があります。我々も経営分析については各年、状態をしっかりと分析しながらやらせていただいているんですけども、幸いなこと、26年度については25年度よりも高い率できょう時点、推移をしておりますので、このことで甘んじるわけではなく、しっかりした対応で、一番書き入れ時期であります年度末にしっかりした対応を図っていきたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 年度末に生徒が多いのはわかりますよ。ところが、教習には限界がありますからね、余分には入れられないわけ。そのようなことをしますとね、当然、車に乗れない生徒が出てくるわけですよ。そうすると、そういう生徒が、例えば大学進学、または就職ということになると、途中でやめなきゃならんわけですよ。そのやめたときには、教習所は払い戻しをしなければならんわけ。また来てもらえれば別ですけどね。

ところが東京とか、あるいは福岡でも同じ。大学に出ますとね、問題は教習に來れないわけなんですよ。したがって、その分については、結局は福岡市内の自動車学校に転校してしまっているという実態であるわけですよ。だから、むちゃには入学できない。年度末だから、稼げるだけ稼ぐ、そんなことできないんですよ、自動車学校は。その辺は、もう少し執行部でちゃんと見通しを立てなきゃ、今は、とにかく36%ぐらいしか入ってませんよ。あと3カ月、12月を含めても4カ月で、あと六十何%という教習料は絶対入ってこない。去年もそうだったでしょうが。いや、大丈夫ですと言っとって入ってなかったでしょうが。同じようなことを繰り返してるわけですよ。予算だけは組んどって、後は、結局は収入減でありましたというようなことの成果しか発表になってないわけなんですよ。これについては、やはり3月議会でもちゃんと補正をやるように、ぜひ、検討をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の件については、大変重要な指摘だと認識しておりまして、しっ

かり受けとめさせていただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第83号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は可決することに決しました。

日程第20、議案第84号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第20、議案第84号平成26年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 補正予算書の97ページをお願いいたします。

議案第84号平成26年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度うきは市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,619万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成26年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、101ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正でございます。

下水道事業の変更によりまして、当初1億8,200万円の借入額を1,700万円増額しまして1億9,900万円に補正をするものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更はございません。

続いて、105ページをお願いいたします。

歳入、4款1項1目1節一般会計繰入金1,100万円の増額補正です。理由としましては、この後、説明いたします施設維持補修工事費等の増額に伴い、その不足分を増額補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

7款1項1目1節下水道事業債1,700万円の増額補正です。理由としましては、これもこの後、説明します下水道管渠工事費の増額に伴います地方債借入額を増額するものでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 歳出でございます。最初に人件費ですので、私のほうで説明させていただきます。

112ページをお開き願います。

職員の人件費補正について説明させていただきます。

給与費につきましては、給料で28万5,000円、職員手当で65万3,000円の合計93万8,000円の増額となっております。共済費につきましては、給与の増額等に伴い28万4,000円の増額を見込んで計上しております。

給与改定に伴う人件費への影響額につきましては、下水道事業特別会計で47万7,000円の増額、それ以外の人事異動等に伴うものが74万5,000円の増額を見込んでおり、合わせますと、合計欄に記載しております122万2,000円の増額を計上させていただいております。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 108ページをお願いいたします。

1款2項1目施設維持管理費、15節工事請負費1,280万4,000円の増額補正でございます。増額の理由としましては、浮羽浄化センターのメインポンプ、汚泥ポンプ等の修繕、それから吉井浄化センターの移動脱水車の修繕、それから国道、県道占用箇所等におけるマンホール周辺道路の不等沈下に伴う道路補修が必要となったため、補正をお願いするものでございます。

修繕料の内訳としましては、浮羽浄化センターメインポンプ等の修繕料242万8,920円、吉井浄化センター移動脱水車修繕料205万8,400円、それから、国県道占用箇所道路補修費としまして、国道210号、原道が6カ所、それから県道浮羽草野久留米線1カ所、それから市道2カ所、計9カ所の道路補修費としまして831万6,000円、合計1,280万

4,000円という内訳になっております。

次の109ページです。

2款1項1目公共下水道建設費、15節工事請負費1,692万円の増額補正でございます。この増額の理由としましては、私道への管渠布設工事の申請が地元より提出されましたことから増額補正をお願いするものでございます。工事箇所としましては4カ所、浮羽町山北の吉広、それから三角、大村、それから19区の4カ所の私道に布設する管渠工事の事業でございます。

それから、110ページをお願いいたします。

3款1項2目23節償還金、利子及び割引料108万7,000円の減額補正でございます。理由としましては、市債利子の利率の確定によります補正でございます。

次の111ページをお願いいたします。

4款1項1目予備費212万9,000円の減額補正です。財源調整によるものでございます。以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、工事請負費ですがね、109ページ。1,692万円で今の4カ所ということで、吉広、三角、大村、第19区ですか。4カ所の工事をやりますけど、これは補助対象にはならんわけですか。全く補助対象にならん。地方債だけでこれ、いつてありますからね。補助対象になってないという、その理由ですね。補助対象にしないと、このように全額市単独工事ということになってきますが、これについては、なぜ補助対象から外れてるかどうかということです。全額借り入れでやってありますけれどもですね。

それから、修繕料が1,200万円ほど出てるわけ。浮羽浄化センターのメインポンプですか。それから吉井浄化センターの脱水車の修理、それからマンホール。マンホールは831万6,000円ということですが、このマンホールは工事施工からどのくらい経過してるのかどうかですね。これについては、工事の施工をやった業者が見なきゃならんと思いますよ、期間が短かったらですよ。経過年数が経過したら、確かに業者に責任ないかもわかりませんが、乱雑なマンホールの設置工事をおきますとね、当然マンホールは沈下して大きな落差ができるということになりましようけれども、全部で9カ所ですね。国道が6カ所、それから県道が1カ所、市道が2カ所ということですが、これの施工の責任はどうなってるのか、お願いしたいと思います。

これを全部一般会計から繰り入れでやっていこうということでもありますけれどもね。一般会計から繰り入れますと、そこに出てありますように、105ページ、6億7,500万円ですよ。大変な金額ですよ。25年度が5億3,600万円だったんですけども、この26年度は1億

3,900万円もふやしてるわけですよ。この中で繰り出し基準というのがありましてね、基準内は幾らになってるのかですね、基準内繰り出し。基準が示されてあります。したがって、この基準をオーバーするということは、本当は赤字なんですよ。ところが皆さん方は決算のとき、資金不足はありませんからということで出てくるわけなんですね。

ところが、繰り出しについては、毎年4月に総務省のほうから公営事業等の繰出金についてという通知がなされてあるわけですよ。この中に、下水道事業についてはいろいろ繰り出しが決められてあります。繰り出しの基準というのが決められてあるわけ。この繰り出しの基準をオーバーしているのが幾らになってるのか、その数字をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 私道への管渠布設工事の関係でございます。

議員おっしゃるとおり、下水道管につきましては、原則として公道にだけ布設するものがございますけども、下水道の普及促進を図るため、一定の条件を満たした私道にも地域住民の皆様からの申請に基づき、市の費用で下水道管を布設しておるところでございます。この私道布設につきましては、市のほうで要綱を定めておりまして、私道の要件といったような条件を規定しまして実施しておるところでございます。確かに私道の布設の工事費につきましては単独費でございますけども、下水道事業債、起債を利用しまして、こういった事業を実施しておるところでございます。

それから、国県道を占用して下水道工事を実施しておりますマンホール周辺の舗装が沈下をしております、それに伴い、付近の住民からのそういった要望で、どうかしてくれといったような話が国道事務所とか県土整備事務所のほうに入っておりますので、市としましても、前回の議会の中でもマンホールの周辺が沈下して自動車に損害を与えたといったようなことがございましたので、主要幹線、全部一応点検いたしまして、悪いところにつきまして調査をいたしまして、この9カ所については修理をするということになったわけでございます。浮羽町が国道の場合6カ所ということで、浮羽町の場合の国道布設が大体平成15年ごろということで話を聞いております。大体12年ほど経過をしておるわけでございます。

工事の瑕疵の関係でございます。

契約の中で、定款で瑕疵の担保の条項を定めております。これによりますと、瑕疵担保については一応2年間ということで、引き渡しを受けた日から2年ということで、木造建物等の建築工事及び設備の工事等の場合は1年ということになっております。ただ、重大な過失により、そういった瑕疵が生じた場合については10年間ということになっておりますけども、今回のこの補修工事をする対象道路につきましては、瑕疵はないものと考えておるところでございます。

それから、繰入金の関係でございます。

議員おっしゃいますように、毎年、総務省のほうから繰り出し基準の文書が参っております。下水道のほうの繰り出し基準につきましても、その中に定義がされておまして、該当するのが分流式下水道に要する経費、それから広域化、共同化推進に要する経費といったような、大きくは2つの経費に対して繰り出しをしてもよいということで、繰り出し金の計算をしておるところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 108ページで、2点ほど確認を含めてお尋ねします。

まず、施設維持管理費の中で1,280万4,000円上がって、今、説明等もあっておりますが、浮羽浄化センターのメインポンプの修繕249万円余ということでございましたが、これは事業に影響がないのか。こういう補正予算に上げるようなことで問題なくやれるものなのか。もう、こういう急を要する場合については予算の措置もとられるでしょうけど、これはメインポンプということで問題ないのかどうか、ここが1点ですね。

それから、ちなみに移動脱水車ということの修理も出てきましたが、総務産業常任委員会の中の1つの下水道の処理の課題が、やはり汚泥処理委託料約1億円からの予算になってますけど、これをいかに水分を落とすかということが課題であります。視察も行きまして共通認識じゃありますけども、その辺の脱水車の関係も含めて、どういう改善を図ろうとしているのか、この際、お尋ねしたいと思います。その2点をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 済みません、浄化センターの修繕の関係、ちょっと私のほうの言い方が悪かったと思います。今回の浮羽浄化センターのメインポンプの修繕、この関係です。

浮羽浄化センターにつきましては、メインポンプの修繕は予定をしておまして、これは予算を計上しておりました。それで、この修繕をするに当たって、あわせて返送汚泥ポンプ、それから最終沈殿池スカムスキマー——沈殿池に浮いている浮遊物を除去する設備ですけども、こういった修繕及び濃縮配管脱着点検清掃、こういった修繕が急遽生じたといったことで、今回、修繕をさせていただくものでございます。

それから、移動脱水車の修繕の関係でございますけど、汚泥を脱水する場合、ろ布——布の中に汚泥を挟んで、それで汚泥を脱水するといったようなことで、このろ布が老朽化をしまして、作業効率が落ちるような状況になっておるということで、この、ろ布を取りかえる必要が生じたため、この分については修繕させていただくものでございます。

移動脱水車につきましても、平成15年に導入ということで、もう、十数年たっております。もうすぐそういった耐用年数を過ぎますので、吉井浄化センターにつきましては、そういった脱水設備のほうを新規に設置することになります。

結局、維持管理費を抑えていくには、そういった汚泥等の量を減らすといったようなのが出てきますので、そういったところも踏まえ、他の市町村にも視察に行きましたような脱水設備の検討をしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 109ページの、先ほど私道が4カ所ということでございました。これは埋設した場合、接続可能な世帯数をちょっと伺いたいと思います。できれば吉広、三角、何世帯なのか、それぞれ。わかりますか。接続が可能な世帯数、私道で埋設した場合。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 私道に管渠を布設して接続可能な世帯数ということは、市のほうではちょっと把握はしておりません。

○議長（岩佐 達郎君） 11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 先ほどの、この4カ所ですよ。後は一般質問でしますけど、この4カ所の中でお尋ねしてます。わかるでしょう、申請書が出てるので。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 済みません。今回、私道に管渠を布設するところの関係でございませぬ。18世帯、18戸が該当いたします。4つの私道で。（「だから吉広が幾つ、三角が幾つとか……」と呼ぶ者あり）

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 吉広区が4世帯、それから三角区が3世帯、19区が7世帯、大村区が4世帯となっております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 先ほどお尋ねしましたけど、結果的には数字も聞かれなかったもんですから。一般会計からの繰り入れですね、基準内繰り入れが幾らですかということをお尋ねしたけどですね。

今、広域化とかということが出ましたが、広域化の工事はやってるわけですか、これ。基準内繰り入れは広域化ということが出てありましたが、広域化はやってない。広域化あるいは共同化の推進に要する経費というのは、繰り出し基準が下水道事業債の元利償還金の55%に相当する金額というのがここに出てるけど、これ、やってないと思いますけど、そういう事業をやってあったら事業債は幾らなのかどうかですね。広域化に対する事業債ですね。

それから、問題はいろいろ、下水道事業については出てありますけれども、うきは市に該当する事業というのは余り見当たらないわけ。通達から見ますとね。雨水処理に要する経費と、雨水処理はやってないからですね。

それから、分流式下水道に要する経費というのを言われたけど、分流式下水道というのは、どこが対象になってるのかどうかですね。分流式下水道で、その基準をとということでもありますからね。どこが分流式下水道ということ経費が計上されてるのかどうかですね。

それから、共同化ということですから、共同化に対する起債ですね。これは繰り出し基準が下水道事業債の元利償還金の55%に相当する金額ということでもありますから、下水道債は幾らになってるのかですね。広域化の下水道の推進に要する経費。

だから、下水道事業で、基準で、これは今申し上げましたように大変な金額になるわけですよ、繰り入れというのがですよ。つまり6億7,500万円というような金額ですから、その中で繰り出し基準内が幾ら、それ以外はみんな繰り出し外ということになるんですよ。繰り出し基準内はわかりますよ。外というのは、言いかえりゃ資金不足ですよ。皆さん方、どう考えてありますか。下水道事業では資金不足はありませんということを毎回決算のとき発表されますけど、繰り出し基準外に金を持っていったということは、これは資金不足から持っていったんじゃないですか。その点について回答をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 基準内繰り入れの関係です。

その中の広域化の繰り入れの分ですけども、これについては移動脱水車、もと移動脱水車、浮羽に行ったり吉井浄化槽に行ったり、それぞれ行ったりしておりましたので、そういったことで、移動脱水車が広域化に対象となるということで、その金額が広域化、共同化で、資本的支出としまして167万3,229円、それから収益的収支としまして——利子ですけど、これが1万9,405円で計上をしております。

それから、うきは市の下水道の方式については、全てが分流式という形式で事業実施をしているところがございます。

○議長（岩佐 達郎君） いいですか。（「6億7,500万円の内訳。基準内が幾ら、基準外が幾ら。委員会省略ですから、後でとはいかんです」と呼ぶ者あり）

それでは、ここで皆さんにお諮りします。ここで暫時休憩をとります。そして、その後、引き続き本日本日予定しております議案審議を昼食なしで進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） それでは、ここで暫時休憩にします。再開を12時55分より再開します。

午前0時44分休憩

午前0時55分再開

○議長（岩佐 達郎君） それでは再開します。

今、日程第20を議題といたしておりますが、まだちょっと調査中ということでありまして、次に、日程第21のほうに進んで、後で日程第20のほうに戻りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

日程第21. 議案第85号

○議長（岩佐 達郎君） それでは日程第21、議案第85号平成26年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 補正予算書115ページをお開き願ひます。

議案第85号平成26年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度うきは市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、122ページをお願ひいたします。

職員の人件費の補正について説明をさせていただきます。

給与費につきましては、給料で8万5,000円、職員手当で23万円の合計31万5,000円の増額となっております。共済費につきましては、給与の増額等に伴い7万5,000円の増額を見込んで計上しております。給与改定に伴う人件費への影響額につきましては、農業集落排水事業特別会計で4万4,000円の増額、それ以外の人事異動等に伴うものが34万6,000円の増額を見込んでおります。合わせますと、合計欄に記載しています39万円の増額を計上させていただいております。

戻りまして、121ページ、予備費でございます。

一般管理費の増加分を予備費で調整をさせていただいております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第85号については委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は可決することに決しました。

それでは、議案第84号の答弁、住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） どうも済みませんでした。公共下水道の繰入金の関係でございいます。

今回の補正で一般会計繰入金6億7,500万円という金額になっております。そのうち基準内繰入金が3億8,700万円、残りの2億6,700万円が基準外繰入金となっております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。3回目です、13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 先ほどから私道の埋設工事が4カ所出ましたね。吉広、三角、大村、19区ですか。工事延長はどうなってるのかですね。もう出てると思います。工事延長ですね。これは、この4戸とか3戸でありますから、このような世帯数になってるから、私道でも補助が出てるのかどうかですね。以前は私道であつたら絶対出さないということの基準になつておつたようであります。したがって、そういう基準ができてあつたのは、いつからそういう基準が緩和されたかどうかですね。恐らく何か基準、補助基準とか実施基準というのができてあると思いますので、その資料は後でいいですけど出せるかどうか、議員の皆さん方に出していただきたいと思いますがね。工事延長ですね。

それから、先ほどマンホールが浮羽町で平成15年に埋設、だからもう、11年経過しているからということですが、実は、うきは市の公共下水道の供用開始になつたのは平成15年3月でしょう。平成15年3月から供用開始になつたんですよ。それが今までなぜ放置されてあつたのかということなんですよ。工事がお粗末だったら、当然、地盤沈下は早く起こるわけなんですよ。

皆さん方はマンホールの工事のとき、写真提供をやられてると思いますよ。ところが、あの写

真提供は全く信用できないですよ。動画じゃありませんからね。静止画面ですからですよ。動画ではありませんから、静止画面ですから全く信用できないですよ。これは現に私、その状況を見ているわけですけどね。点圧機をおろしてやるのはやりますけども、本当、形式的。例えば、写真撮るための点圧をやってるでしょう。だから、皆さん方、写真証拠を出させてありますけれども、それだけで判定するというのは大きな誤りがありますが、先ほどの6カ所ですね。6カ所は業者がそれぞれ違うのか、同じ業者かどうかですね。業者名、それがわかってあったらお願いしたいと思いますよ。

だから当然、そういう手抜き工事をやっておきますと、当然マンホールが沈下ということは起こり得るから、これについてはどういう検査をやってるのかどうか。だから私、以前申し上げたことがあったでしょう。皆さん方はそういうときは現場立ち会いをやりなさいということをお願いしたけど、いえ、写真で出させてるからということですけど、その写真確認というのは非常に、皆さん方はどう思ってるか知りませんが、曖昧であるわけですね。この点について回答をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） まず、私道布設の関係でございます。4カ所。

まず、吉広区53メートル、それから三角区83メートル、それから19区80メートル、大村区66メートルの私道の布設の延長でございます。

それから、国道に管渠を布設した業者の関係等については、今のところ、ここには資料はございませんので報告はできません。写真によるチェックということでございますけども、施工管理基準に基づき、管理をして完成検査をしておるところで問題はないというふうに思っております。

もう一件、私道の布設取扱要綱、この関係につきましては、資料は出せますので、後で配付をさせていただきたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第84号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は可決することに決しました。

日程第22. 議案第86号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第22、議案第86号平成26年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 補正予算書の123ページをお願いいたします。

議案第86号平成26年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度うきは市の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 131ページをお願いします。人件費の関係でございます。

給与費につきましては、給料で1万8,000円、職員手当で3万6,000円の合計5万4,000円の増額となっております。共済費につきましては、給与の増額等に伴い2万1,000円の増額を見込んで計上しております。

給与改定に伴う人件費への影響額につきましては、浄化槽整備事業特別会計で3万6,000円の増額、それ以外の人事異動等に伴うものは3万9,000円の増額を見込んでおります。合わせますと、合計欄に記載しております7万5,000円の増額を計上させていただいております。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 128ページの27節公課費30万円の減額補正でございます。これにつきましては、消費税申告の結果、納付から還付に転じましたことによります減額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

3款1項2目23節償還金、利子及び割引料12万7,000円の減額補正でございます。市

債利子の確定によります補正でございます。

次のページをお願いします。

4款1項1目予備費35万2,000円の増額補正です。財源調整による補正でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第86号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は可決することに決しました。

日程第23. 議案第101号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第23、議案第101号工事請負契約の締結について（新治団地新築建築工事（A・C棟建築工事））を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 議案書の56ページをお開きください。それから、別途配付をしております議案第101号資料の参照をお願いいたします。

議案第101号工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びうきは市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

記。

- 1、契約の目的、新治団地建てかえ工事（A・C棟建築工事）。
- 2、工事の概要、建築工事一式。
- 3、契約金額、2億5,185万6,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税1,865万6,000円。

契約の相手方、住所、福岡県うきは市浮羽町高見368番地1。氏名、株式会社篠原工務所浮羽支店。代表者、取締役浮羽支店長、篠原祥一郎。

5、契約の方法、条件つき一般競争入札。

別紙議案第101号の資料でございます。

新治団地建てかえ工事（A・C棟建築工事）の入札結果について掲載をしております。条件つき一般競争入札におきまして、7社が参加をしております。入札結果につきましては、資料のとおりとなっております。

新治団地建てかえ事業につきましては、川前団地建設のおくれから全体スケジュールがおくれておまして、可能な限り早期着工を行い、1日でも早い完成を目指していきたいと考えておりますので、よろしく御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 新治団地の工事は、今回は3つに分けてあるわけですね。今やっておりますB棟の外構工事、それからA・C棟建築工事、それから、もう一つは新治団地の集会場ですか、このように3つに分けられてあります。

これについては、Aランクということですが、Aランクの業者は、うきは市では何社——こういう建築工事ですよ、何社が登録をされてあるのかどうかですね。市内業者はせんだってお聞きしましたら7社か8社ということでしたから、それ以外にAランクの業者が何社登録されてあるかどうかということです。

それから、この表を見てわかりますように、予定価格に対する比率が99.5%ということで、とても大変な高率の落札である。これで皆さん方は競争入札ができたと思ってるかどうかということなんです。競争入札、私は競争になってないと思っております。全く競争になってない。これ、市民が聞いたらね、やっぱり市民みんなが恐らく疑問を持つんじゃないかと思うわけなんです。私どもは可決する以上は市民にも説明責任がありますから、その辺を皆さん方がどう思っているのか。

それから、けさの新聞でも唐津の職員の汚職が出てありますけれども、こういう工事に伴う汚職というのが後を絶たないわけなんです。福岡県でも川崎町長の汚職、それから、唐津では職

員でありましたけれども、南島原ですか、これは管理職ですね。上天草も同じことですが、そういう汚職が後を絶たないという状況であるわけなんですね。

こういう落札については、予定価格を公表してますからね、競争しないということになりますと、予定価格で落ちるように、みんなで力を合わせりゃいいわけですよ。ところが、予定価格が公表されてないということになりますと、今度は最低制限価格ですね。これを下回ったら失格になりますから、とにかく最低制限価格を一生懸命探らなきゃならん。今、唐津であってあります汚職も、言いかえりゃあ、最低制限価格を漏えいしているということでございますがね。こういうことに対して、つまり1つも入札の結果が出てないということを私は感じております。皆さん方は、いや、これでも十分競争入札できたんだということだったら別でありますけれどもね。

そこで、これはまた後で発議も出てまいります、予定価格というのは設計価格の何パーセントで設定されてあったのかどうかですね、今度の場合ですよ。設計価格があるはずですよ。それに対して予定価格を設定した。

それから、最低制限価格というのがどのように設定されているのか。これは事後公表ということでございますので、このものについての最低制限価格は幾らに設定してあったのか、その点についての回答をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） この新治団地の建てかえ（A・C棟建築工事）につきまして、Aランクで条件付きの一般競争入札ということで、現在Aランクが、うきは市内の業者で7社登録をされております。全社が参加をしておる状況でございます。

それから、落札率の関係でございます。高どまりの要因になっておるのではないかとということでございます。

前回、昨年の川前団地建築工事の落札率の平均が99.56%、今回が平均として、建築の落札率の平均が99.49となっております、依然高どまりという状況でございます。

この高どまりする要因につきまして、コンサル会社に問い合わせをしました。コンサル会社から、またいろんなメーカーのほうにも問い合わせをしながら、そういった物価変動等の調査をしたという結果で、資材の関係が高騰してきておるということ、それから、職人不足による労務賃金の上昇等による高どまりではないかとということで分析をされているところでございます。

資材の高騰につきましては木材関係でございます。柱やはりなどの構造材は横ばいと。床とか合板などの新建材については上昇してきておると。それから、足場等の仮設材料が不足しておるといった状況ということでございます。それから、生コンも上がってきておるということでございます。

労務賃金の関係でございますけれども、労務賃金につきましては、今のところ、ことしの2月に

改定がされておりますけれども、今のところ横ばいという状況でございますけれども、職人がおらんということで、どうしても賃金を上げないと職人が確保できないといったような状況から、そういった要因で、こういった高どまりになっているのではないかという報告はあっておるところでございます。

それから、設計価格に対する予定価格の関係でございます。他の工事に影響が出るということで、算出方法については公表してないということでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 算出方法は問うてないんですよ。算出方法は影響が出るからということですが、私は、算出方法は問うておりません。設計価格は幾らだったですかということをお尋ねしてるわけ。

というのは、今言う材料が高騰とか、設計の時期がいつだったか知りませんが、つまり材料が高騰とか、そういうことの事情があるなら、事前にやっぱり設計価格を見直さなきゃならんでしょう。それをそのままやっとしてね、そして99.5%、コンサルに聞いてみたら材料が上がってるとか、妥当だというようなお話であります。私が申し上げてるのは、設計した時期によって、材料が高騰とかそういうことが起こってくるんだしたら、当然、設計価格を見直さなきゃならんわけですね、入札前にですよ。これは、いつ設計したんですか。

まして、せんだって消費税の間違いまで指摘されたでしょう。消費税5%と勘違いされとったという業者もあったということでもありますけれどもね。だから設計価格、それから最低制限価格は、もう、事後公表ですからね、何も隠す必要はないでしょう。最低制限価格。何も影響ないじゃないですか。最低制限価格を出してもですよ。もう、入札が終わってるんですからですよ。何言ってますか。後に影響があるからと言ってありますが。設計価格、それがどうだったかということ、算出の基礎までは求めておりません。出してください。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） まず、設計時期でございます。

この設計をした段階では、平成26年の建築物価3月号、それから建築施工単価冬号、それから2014年建築コスト情報の冬号といったような単価を使用しての設計をしております。

それから、予定価格でございます。

A・C棟の建築工事の予定価格につきましては2億5,311万9,600円、これは税込みでございます。予定価格は以上の金額でございます。

最低制限価格、ちょっとお待ちいただきます。

それから、財政課長のほうから予定価格は、この公表の関係、ちょっとお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） A・C棟の建築工事の最低制限価格でございますが、税込みで申し上げますと2億2,780万8,720円となっております。

それから、予定価格、最低制限価格の公表の関係でございますが、今現在は、予定価格については事前公表、それから、最低制限価格については事後公表ということで対応しておるところでございます。

先般来、公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会というのがございまして、その中で改正品確法——公共工事の品質確保に関する法律というのがございまして、その法律が本年の6月に改正をされまして、それを受けまして運用指針というのが国土交通省のほうから出されております。その中の説明の中では、予定価格、それから最低制限価格についても事後公表ですね。事前には公表しないという方針が出されてございまして、今後、国・県等でも入札の要綱等がまた変更になることも考えられますので、そういった状況も見ながら対応してまいりたいと思います。

ただ、そうなった場合の問題点といたしましては、先ほど議員おっしゃいましたように、業者からのアプローチと申しますか、担当者に対するいろんな不正の可能性が高まってくるというようなことも考えられますので、その点も含めまして慎重に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。3番、熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） これは要望ですけど、市長に。

一般からいろいろな市の材木、いろいろ使ってもらって地産地消でやってもらっていますけど、今まで地元の企業になかなか見積もりをさせてもらえないということ、最近、数社の人から要望があり、今度、新治団地の工事ぐらい地元に見積書を出してもらおうようにお願いできないだろうかということをお願いしましたので、ここで市長にお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 2年前、九州北部豪雨で大きな被害をうきは市は受けたわけでありまして。本当に残念なんですけど、お一方、犠牲者を出してしまいました。

これまでの大きな被害の一端の中で、やはり森林の荒廃というのがある。やはり外材に押されて、国産材がなかなか低迷している中で森が管理されない。したがって、少しでも国産材が利用促進できるようにということで、今、うきはでは、うきはが抱える公共建築物については可能な限り木造建築でということで、第1号で山春小学校の体育館、そして川前団地、そして新治団地と、大規模な事業をやらせていただいているところであります。目的は、地元用材の利活用が一番であります。

しかし、地元用材の話が、うきはだけで産出された木材なのか、周りのエリアなのかという選別がなかなか難しいところがありますが、議員御指摘のように、当初の趣旨が、この地域材をど

う利活用するかが大きな出発点でありますので、もし仮に議員御指摘のように、そのこのところの
用材の調達をはるか遠くの県外からいっぱい調達しているような動きがあるんだとしたら、それ
は当初の目的と反するところがありますので、しっかりそこら辺についてはアンテナを高くして
対応していきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） ちょっと確認しますが、先日の議運のとき説明があったのです
が、ちょっと今の公表価格が違ったかなと思いますけれども。

予定価格ですね。予定価格は事前公表で、最低価格は事後公表ということでいいんですかね。
いいわけですね。この99.5というのは、公表された予定価格に対する比率だということとし
ょう。この前の議運のときの話とはちょっと違ったかなと思って。いや、大丈夫です。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 先ほどの予定価格の関係でございますが、以前、私が申し上げたど
きは税抜きで金額を申し上げたかも知れません。税抜きのほうの金額でございますと2億
4,866万円ということでございます。

それから、予定価格につきましては事前公表で、最低制限価格が事後公表ということござい
ます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 2番、鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） これ、開札の結果は、もちろん議案第101号が先にされたと思
うんですね。それで、この開札した場合、議案第101の開札のときですね、篠原工務所さん
が落札してありますが。その後の議案第102でも篠原さんの金額が入ってます。

それで、県とか国は、同時発注の場合、第1項目めを落札したら、第2項目めは辞退してくだ
さいというようになってるんですよ。例えば、うきは市にそれがなければ、同業者が両方とも
落札する可能性があるんですよ。この結果表を見ますと。そうすると5億円近くなります。
5億円というのは、今まで中堅さんとかゼネコンさんにしか発注してないのでね。私、OBとし
ては確かにありがたいことです、地元が発注しとること。ただ、今の順序を、順番があつて、例
えば両方とも同業者が落札した場合は、それを認めるのか認めないのか、それをちょっとお聞き
します。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 1件目を落札した業者が、また2件目も落札をした場合というこ
のお尋ねでございますが、これにつきましては、配置予定技術者を異なる人間を充てれば、今の
ところは可能ということでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 2番、鍮水議員。

○議員（2番 鍮水 英一君） 実際、配置技術予定者表が出てから、これに応募したと思うんですよ。ということは、結局は、例えば2項目、3項目出た場合、全て同じ業者になった場合でも認められるということですか、技術者予定表。金額には大小なくとも。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 配置予定技術者が別々であれば、今のところは可能ということでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 2番、鍮水議員。

○議員（2番 鍮水 英一君） それは何か決まったあれ、ありますか。条例とか何か。最後ですけど。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 条例等ではございませんけれども、入札要綱、そういった要綱の中で決めておるということでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） もう一つ聞きます。

入札は郵便でということだったですね、入札書をですね。それで落札決定業者なり、頭金だけの郵便で出すわけでしょう。それは内訳も一緒に——積算根拠ですね、この金額になりましたという根拠の内訳書を一緒に郵送するわけじゃないでしょう。ちょっとその辺をお聞きしたいんですけど。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 当然、入札の札とあわせて内訳書も提出をさせていただいております。開札の折に内訳書を確認いたしまして、数値的な誤りがないかどうか。詳細につきましては、入札終了後に原課のほうで再度チェックを行いまして、その結果、問題がなければ落札決定ということで対応しておるところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 8番、藤田議員。3回目。

○議員（8番 藤田 光彦君） それは、落札業者だけ内訳を出させてるんですか。みんな全業者、7社、6社全員出させてるんですかね。

それと聞きたいのは——3回目だから、全員に出してるなら、例えば、この2つの案件を一緒にするとおかしいかもしれませんが、この下位の2社ですね。多分、見積もりしてないと思いますよ。同じ金額で予定価格を開示すれば、その値段で入れとけば無難なんですね。それで多分、見積もりせずして出してるんじゃないかなという。同じ業者ですからね、2社とも。じゃないかなという推測できるんですけど、要は入札を応募したところは全部入札明細書、内訳書を出

させたかどうかですね。ちょっとそれを確認したいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 郵便入札につきましては、郵便のその封筒の中に入札の札とあわせて内訳書も同封して送っていただいておりますので、後で提出ではなくて、もう、入札の時点で内訳書も一緒に出しておるということでございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第101号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は可決することに決しました。

日程第24. 議案第102号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第24、議案第102号工事請負契約の締結について（新治団地新築建設工事（B棟建築・外構工事））を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 議案書の57ページをお願いいたします。それから、別途配付しております議案第102号資料を参照願います。

議案第102号工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びうきは市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

記。

- 1、契約の目的、新治団地建てかえ工事（B棟建築・外構工事）。
- 2、工事の概要、建築工事一式及び外構工事。
- 3、契約金額、2億6,719万2,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税1,979万2,000円。

契約の相手方、住所、福岡県うきは市吉井町845番地1。氏名、山崎建設株式会社。代表者、代表取締役、山崎繁美。

- 5、契約の方法、条件つき一般競争入札。

別紙、議案第102号資料に新治団地建てかえ工事（B棟建築・外構工事）の入札結果について掲載をしております。条件つき一般競争入札におきまして6社が参加しておりまして、入札結果は資料のとおりとなっております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第102号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は可決することに決しました。

日程第25、発議第4号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第25、発議第4号市長の専決事項の指定についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは、議案書58ページをお願いします。

発議第4号市長の専決事項の指定について。

下記の事項に関しては、市長において専決処分することができるものとして指定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決を求める。平成26年12月4日提出。うきは市議会議長岩佐達郎様。

提出者、うきは市議会議員江藤芳光。

賛成者、うきは市議会議員三園三次郎、同藤田光彦、同大越秀男、同櫛川正男、同佐藤湛陽。記。

議案第101号の工事請負契約金額について、設計変更に伴い必要がある場合の契約金額の3%以内の増減額の変更。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 朗読が終わりました。

提出者から趣旨説明を求めます。7番、江藤芳光議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となりました議員提出発議第4号市長の専決事項の指定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、可決されました議案第101号の工事請負契約の締結に関するものでございます。これは新治団地新築工事のうち、A・C棟建築工事に係るもので、今後、契約内容を変更せざるを得ない事態に備え、地方自治法第180条第1項の規定により、市長から専決処分の指定依頼が提出されたものでございます。

理由としては、工事を施工中に工事内容の変更、それに伴う契約金額の変更を行う必要が生じた場合、工事が進行中であり、早急に議会が開けないなどのために、あらかじめ専決処分の指定を要望されたものでございます。

提案者として、以上申し上げましたように、契約内容の変更について急を要する場合もあり、契約金額の3%以内の増減額の変更を市長の専決処分に指定したいと思いますので、議員皆様の御賛同を賜りますよう、よろしく申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第4号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しま

した。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は可決することに決しました。

日程第26. 発議第5号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第26、発議第5号市長の専決事項の指定についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） 議案書59ページをお願いします。

発議第5号市長の専決事項の指定について。

下記の事項に関しては、市長において専決処分することができるものとして指定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決を求める。平成26年12月4日提出。うきは市議会議長岩佐達郎様。

提出者、うきは市議会議員江藤芳光。

賛成者、うきは市議会議員三園三次郎、同藤田光彦、同大越秀男、同櫛川正男、同佐藤湛陽。記。

議案第102号の工事請負契約金額について、設計変更に伴い必要がある場合の契約金額の3%以内の増減額の変更。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 朗読が終わりました。

提出者から趣旨説明を求めます。7番、江藤芳光議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それでは続きまして、ただいま議題となりました議員提出発議第5号市長の専決事項の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、可決されました議案第102号の工事請負契約の締結に関するものであります。これは新治団地新築工事のうち、B棟建築工事及び外構工事に係るもので、今後、契約内容を変更せざるを得ない事態に備え、地方自治法第180条第1項の規定により、市長から専決処分の指定依頼が提出されたものであります。

理由といたしましては、さきの発議第4号と同様の趣旨でございます。

提案者といたしまして、以上申し上げましたように、契約内容の変更について急を要する場合もあり、契約金額の3%以内の増減額の変更を市長の専決処分に指定したいと存じますので、議員皆様の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） お諮りします。発議第5号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は可決することに決しました。

日程第27. 請願の委員会付託

○議長（岩佐 達郎君） 日程第27、請願の委員会付託を行います。

今まで受理した請願はお手元に配付の請願文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって所管の委員会に付託をします。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あす12月5日から12月7日までは休会とし、12月8日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後1時47分散会
